

決算特別委員会会議録

開会 令和3年9月13日

閉会 令和3年9月21日

寒川町議会

出席委員 関口委員長、岸本副委員長
茂内委員、山田委員、山上委員、吉田委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査
深澤企画部長、小林企画政策課長、村瀬専任主幹、三橋主幹、奥谷副主幹、山下主査、
渡邊主査
関根財政課長、吉田副主幹、西ヶ谷副主幹、丹内主査
青木広報戦略課長、木内主査、山下主任主事、三好主任主事
野崎総務部長、伊藤総務課長、高木専任主幹（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
内藤主査
皆川人事課長、三澤副主幹、高橋主査
濁川財産管理課長、杉崎副主幹、守屋主査
池田税務収納課長、大平主幹、鳥海副主幹、瀬戸副主幹、吉野副主幹、遠藤主査
戸村町民部長、岡野町民協働課長、越原副主幹、鈴木主任主事
高木町民安全課長、北野主幹、青木副主幹、工藤副主幹
徳江町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第50号 令和2年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第51号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第52号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第53号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第54号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和3年9月13日
午前9時00分 開会

【佐藤（一）議長】 おはようございます。いよいよ本日から21日にかけて、決算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして、6名の委員を選出いたしております。ご審査のほどよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、決算審査を進めるに当たりまして、まず、委員長をお決め願ひことになります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また、第2項で、互選に関するの進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回、決

算特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は関口委員ということであり、恐れ入りますが、関口委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

早速ではございますが、関口委員、こちらの座長の席のほうへお移りください。

(関口光男委員、座長席へ移動)

【関口座長】 それでは、おはようございます。柳下議員はおられませんか。おられますか。先輩がおられますけれども、私が委員ですので、議長からただいまご指名がございましたので、委員長の選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速委員長の互選に入りたいと思います。

互選の方法につきましては、推薦と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【関口座長】 推選という言葉がございましたけれども、推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、異議なしということですので、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 コロナ禍ということで、ふだんとはまた違った配慮も必要かと思われまので、ここは、年長であられる関口先生にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。関口委員にお願いをしたいと思います。

【関口座長】 ただいま関口という名前が出ましたけれども、他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口座長】 よろしいかと非常に言いにくいんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、関口に委員長に、そのように、ひとつよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 ただいま推薦をいただきました、決算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和2年度の決算審査の進行役を務めるわけでありまして、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。令和2年の、昨年度につきましては丸々1年間、コロナでございました。そういう意味では、審査する中でも、どうしてもコロナが頭の中から外れないと思っておりますけれども、どうか慎重審査をよろしくお願いしたいと、このように思います。

それでは、次に委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということになりますけれども、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【関口委員長】 委員長一任というお声がありましたけれども、僭越でございますが、私のほうから指名するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関口委員長】 それでは、委員の皆様から私のほうからのご指名ということですので、異議がないようでございますので、委員長に指名のほうをお願いしたいと思います。

それでは、最初のほうから指名させていただきますけれども、岸本委員にお願いいたしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 よろしいですか。それでは、ご異議がないということですので、岸本委員、よろしくお願いいたします。

早速ですが、副委員長の席におつき願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岸本優委員、副委員長席へ移動)

【関口委員長】 それでは、岸本副委員長が席につきましたので、一言ご挨拶をお願いいたします。

【岸本副委員長】 皆さん、おはようございます。改めまして、副委員長を仰せつかりました、令和2年度はコロナ禍という中での、大変、厳しい中での執行部からの予算、並びに執行でございましたが、しっかりと我々、そういったことも考慮しながら、審査をやってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【関口委員長】 それでは、正副共に大変お世話になりますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、次に、打合せにこれから入りたいと思いますので、10分ほどお時間をいただきたいと思えますので、9時20分から再開いたしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第50号 令和2年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和2元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第54号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定についての5議案でございます。

審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります決算特別委員会審査日程表のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、9月24日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思えますが、この進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、日程表のとおり、進めさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございましたので、これを許可いたしたいと思えます。

町長が入室されるまで暫時休憩をいたします。

【関口委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。9月半ば、中旬に入りまして、本当にいつときの暑さがうそみたいな涼しい日々を送っておりますけれども、また、富士山も例年になく、初冠雪というお知らせも入っているようでございます。目を転じますと、非常にまちの景色、樹木の色合いもだんだん秋色に変わってきて、本当に季節の流れというものを感ずる昨今でございます。

さて、本日より令和2年度の決算につきまして、審査をお受けするわけでございますけれども、執行に当たりましては、従来どおり、適宜適切な執行に心がけております。細かい内容につきましては、それぞれ各担当より詳細な説明があらうかと思っておりますけれども、ぜひ内容を確認の上、審査、また、そして認定をいただきますようお願い申し上げます。冒頭でございますので、簡単でございますけれども、挨拶に代えたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【関口委員長】 どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次、課等ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑応答をいたしますので、ご承知おきください。また、タブレットの審査次第の説明欄に記載してあります課長等が同席いたします。

なお、質疑については明瞭簡潔にさせていただきたい、効率よく審査を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。

決算書のページ等については、タブレットにあります各課等の決算特別委員会説明（参考資料）に記載がございますので、ご参照をいただきたいと思います。このような形で進めてまいりますけど、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【関口委員長】 また、その都度、その都度、何かご意見がございましたら、いつでも忌憚なく申しただければ、議論してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

基本的に午前中は私が仕切りまして、午後からは副委員長に仕切っていただくようにしますので、その点もご了解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、企画部長より決算の概要につきまして、説明をいたしたいとの申出がございましたので、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長、入室のため暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より、決算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、令和2年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、申し訳ありませんが、着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和2年度決算の概要を説明するに当たりまして、令和2年度予算編成時の状況について、まずご説明を申し上げます。

国におきましては、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と、財政健全化の達成の両立を最重要目標であるとして、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針に基づき、令和元年6月27日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019で示された、新経済財政再生計画の枠組みの下、海外発の下方リスクが見られる中、デフレ脱却、経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要とされ、特にパラダイムシフトの鍵となるSociety5.0の実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ、次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資サービスの呼び水にするとともに、成長と分配の好循環を持続拡大させることが不可欠であるとされておりました。

また、県においては、歳入面では、地方消費税率の引上げの影響による増収があるものの、世界経済の先行きの不透明感から企業収益の回復が見込めず、税交付金等を含めた実質ベースでは減収が見込まれ、歳入全体としては大幅な減額となる一方、歳出面では、急速な高齢化や幼児教育、保育の無償化などに伴い、介護、医療、児童関係経費などが増額となる見込みであり、県財政は例年以上に厳しい状況で、より効果的な事業に資源を重点的に配分するため、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、廃止や休止を含めた施策事業の見直しを行うとともに、事業の優先順位を見極めるほか、個々の事業を一律に削減するのではなく、真に必要な施策事業に財源を重点的に配分することとしておりました。

こうした中、町の財政状況は、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加や、子育て支援に伴う児童関係経費の増加などによりまして、徴税収入と義務的経費の差が年々縮まり、財政硬直化がより一層進んでいる中、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためにも必要不可欠となる田端西地区の拠点整備や、老朽化する公共施設の更新費用など、今後、多くの財源を確保しなければならない状況でございました。

しかしながら、このような状況を踏まえつつも、魅力あるまちづくりを推進し、人口減少社会の中でも選ばれるまちを目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的推進と、まち総合計画寒川2020プラン、後期基本計画の最終実施計画である第3次実施計画の最終年でもあり、後期基本計画の着実な推進を図り、効率的かつ効果的な施策実現に向け、令和2年度の予算編成基本方針として、1つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく取組の推進、2つ目は、歳入確保の推進、3つ目は、既存事業の効果、成果から見た事業の見直しといった3つの基本方針を掲げ予算編成を行い、令和2年度予算に関しまして、議決を賜ったところでございます。

その結果となる令和2年度決算の概要につきまして、既に配付させていただいております、タブレット資料004の令和2年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書に基づいて、ご説明申し上げます。

まず、令和2年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の1ページ、記載しておりますページになりますが、1ページをご覧ください。こちらの決算の概要にも記載のとおり、令和2年度一般会計の決算額は、歳入では229億2,485万4,000円、前年度対比で67億9,448万4,000円、42.1%の増。歳出では、

216億6,698万円、前年度対比で68億510万円、45.8%の増となりました。これにより、形式収支は12億5,787万4,000円となり、翌年度に繰り越す2億2,055万1,000円を控除した実質収支も10億3,732万3,000円の黒字となっております。また、単年度収支については赤字となりますが、財政調整基金の積立てと取崩しの差額により、実質単年度収支は1億1,984万3,000円と黒字となりました。なお、令和2年度決算における特殊事情といたしまして、皆様におかれましてはご承知のとおり、現在も猛威を振るう新型コロナウイルス対策事業費により、歳入、歳出共に前年度に比べ、特定財源等が大きく伸びておりますので、当該経費の状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金には、新型コロナウイルス対策に係る特別定額給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金で48億9,645万8,000円、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金で、3億6,842万2,000円、合計で54億4,689万円が含まれております。また、県支出金には、インフルエンザ予防接種事業費補助金で1,594万1,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で838万円、合計で2,775万3,000円が含まれております。また、寄附金には、本町の新型コロナウイルス感染症への対応を目的として、企業、個人の方々から多くのまちづくり寄附金を賜りましたので、合計で2,748万1,000円が含まれております。以上を合計いたしますと、55億212万4,000円が特定財源として含まれております。

次に、新型コロナウイルス対策関連事業費など特定財源を除いた額について、項目ごとにご報告申し上げます。まず、令和2年度の歳入総額でございます。歳入総額につきましては、174億2,236万3,000円。続いて、歳出総額でございますが、159億8,814万円。歳入歳出差引き額、14億3,422万3,000円。翌年度に繰り越すべき財源、8,575万1,000円。実質収支、13億4,847万2,000円。単年度収支、2億7,163万4,000円。積立金は同額でございます。繰上償還金はございません。積立金取崩し額についても同額でございます。実質単年度収支でございますが、4億3,099万2,000円となります。

続きまして、前年度比較増減及び前年度対比伸び率でございますが、歳入総額の欄でございます。前年度比較増減額は12億9,199万3,000円、8.0%。歳出総額、11億2,626万、率では7.6%。歳入歳出差引き額、1億6,573万3,000円、率で申し上げますと、13.1%でございます。翌年度に繰り越すべき財源につきましては、マイナスの1億590万1,000円、率ではマイナスの55.3%。実質収支につきましては、2億7,163万4,000円、25.2%。単年度収支、2億8,753万2,000円、1,808.6%。積立金については、同額同率でございます。繰上償還金につきましては、ございません。積立金取崩し額につきましても、同額同率でございます。実質単年度収支につきましては、1億1,224万3,000円、率では35.2%となります。

以上、新型コロナウイルス感染症関連事業費などの特定財源を除いた額となりますが、詳細につきましては、この後、各課等から事業費に充当した特定財源についてご説明申し上げますので、この場では包括的な額のみとさせていただきますので、ご了承願います。

続いてのご説明に入ります。以降の金額等につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業費が含まれたものとなりますので、ご了承願います。5ページをご覧ください。記載のページで5ページでございます。歳入決算額の状況でございます。令和2年度の歳入決算額は229億2,485万4,000円で、前年度と比較し、67億9,448万4,000円、42.1%の増となり、自主財源と依存財源の構成割合は51.2対48.8で、前年度と比較して20.1ポイント依存財源が増となりましたが、この主な理由といたしましては、地

方消費税交付金の増や新型コロナウイルス感染症対策として実施された特別定額給付金給付事業に係る補助金の増、子どものための教育保育給付費国庫負担金の増などに伴う国庫支出金等の増や寒川小学校借用地購入事業債や、GIGAスクールに伴う小中学校の教育コンピューター活用事業債などの町債の増によるものでございます。

なお、詳細につきましては、6ページの第3表、歳入の状況でご確認をお願いいたします。

7ページをご覧ください。町の歳入の大宗を占める町税についてご説明申し上げます。まず、下段の第4表、町税の内訳をご覧くださいますと、町民税につきましては、個人町民税については、個人所得の増に伴い増となったものの、法人町民税は法人税率の引下げによる減収に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の減に伴い、町民税全体では2億4,815万6,000円、7.1%の減となっております。また、固定資産税につきましては、法人の設備投資等に伴う償却資産の増や新築家屋の増などに伴い、1億4,862万円、3.3%の増となっております。以降、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税の増を加えても、町税全体では法人町民税の減収の影響が大きく、7,498万7,000円、0.8%の減となりました。

次に、歳出決算額について、目的別に主な増減についてご説明申し上げます。記載のページで13ページをお開きください。まず、2款総務費でございますが、令和2年度決算額は75億6,233万1,000円で、前年度比50億6,022万3,000円、202.2%の増となりました。これは新型コロナウイルス感染症拡大による影響で中止となったアークリーグ開催事業費の減などがあったものの、財政調整基金積立金の増や特別定額給付金給付事業費が皆増となったことによるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、令和2年度決算額は、59億4,509万1,000円で、前年度比5億987万1,000円、9.4%の増となりました。これは受診控えによる小児医療費扶助料の減や事業廃止による私立幼稚園就園奨励費補助金の皆減、プレミアムつき商品券事業委託料の減などがあったものの、障害福祉サービス費の増や子育て支援のための施設等利用給付費の増のほか、旭小学校区児童クラブ建設工事の皆増などによるものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、令和2年度決算額は14億589万9,000円で、前年度比609万円、0.4%の減となりました。これは高齢者インフルエンザ予防接種が無料になったことにより、個別予防接種委託料の増や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の皆増などがあったものの、可燃不燃ごみ処理業務委託料の減、青少年広場内公衆便所設置工事や健康管理センター空調機修繕料の値上げ、風疹抗体検査委託料の減などによるものでございます。

14ページをご覧ください。

次に、6款、農林水産業費でございますが、令和2年度決算額は1億3,045万5,000円で、前年度比1,490万円、12.9%の増となりました。これは被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の皆減などがあったものの、農業用排水路等維持補修工事の皆増や花川用水路に係る農業水利施設予防保全対策工事などの増によるものでございます。

次に、7款商工費でございますが、令和2年度決算額は5億2,364万5,000円で、前年度比3億5,553万1,000円、211.5%の増となりました。これは小口短期融資資金貸付金や産業まつり中止に伴う産業まつり交付金の皆減などがあったものの、新型コロナウイルス感染症対策事業の事業継続緊急支援給付金

や緊急経済対策、寒川町共通商品券補助金の皆増などによるものでございます。

次に、8款土木費でございますが、令和2年度決算額は18億1,377万9,000円で、前年度比3億418万8,000円、20.2%の増となりました。これは、東海道新幹線新駅整備基金積立金や下水道事業特別会計負担金のうち、分流式下水道負担金の減及びコミュニティバス停留所標識製作委託料の皆減などがあったものの、JR相模線倉見駅バリアフリー化工事の民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業負担金の皆増や田端西地区組合、土地区画整理事業助成金の増などによるものでございます。

次に、9款消防費でございますが、令和2年度決算額は7億2,119万円で、前年度比7,983万6,000円、12.4%の増となりました。これは消防職員研修事業費の病院研修等委託料の皆減や消防施設整備事業の修繕料の減などがあったものの、消防車両等整備事業費の増や消防広域化に伴う常備消防管理経費の被服費の増などによるものでございます。

15ページをお開きください。

次に、10款教育費でございますが、令和2年度決算額は22億8,977万6,000円で、前年度比4億5,839万4,000円、25%の増となりました。これは小学校普通教室等空調機設置工事や旭が丘中学校便所大規模改修工事の皆減のほか、総合図書館の修繕に係る維持管理経費の減などがあったものの、寒川小学校用地の土地購入費の皆増や、GIGAスクール構想に基づく小中学校の教育コンピューター活用事業の増及び中学校特別教室等空調機設置工事の皆増などによるものでございます。

最後に、11款公債費でございますが、令和2年度決算額は10億3,231万6,000円で、前年度比5,232万9,000円、5.3%の増となりました。これは、利子では高利率であった地方債の償還や、償還年数の経過に伴う減があったものの、元金では平成30年度借入れの小学校空調機等設置工事や小型動力ポンプ積載車、消防自動車の償還開始などによるものでございます。

以上、歳出の目的別の主な増減についてご説明させていただきましたが、19ページには、第7表として歳出決算額目的別内訳を、また、21ページには、第8表として歳出決算額、性質別内訳を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

また、27ページから30ページまでで町債の状況を、31ページから40ページまでで最近10年間における町の財政状況について記載をしておりますので、併せてご参照いただければと存じます。令和2年度決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業費により、歳入歳出共に大きく伸びておりますが、先ほどご説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症関連事業費に係る特定財源等を除いた額においても、過去10年間の中で最大の決算額となっております。これは、未来を担う子どもたちの学習環境整備として、国の方針に基づいたGIGAスクール構想の実現や中学校特別教室等への空調機設置のほか、倉見駅のバリアフリー化や田端西地区まちづくりに対する助成など、将来にわたり選ばれるまちとなるべく必要な投資を行ったものであります。町といたしましては、これまで健全財政であることに注力しながら、町の財政基盤を強化してきたところでありますが、こうした財政基盤を背景に、コロナ禍においても町民皆様が住み続けたいと思っただけけるよう、積極的に取り組んできた結果であると考えております。

以上、これまでご説明させていただきましたが、令和2年度の決算に対します、町監査委員の決算審査における意見でございますが、戻りまして、タブレット資料005の資料をご覧くださいますと、令和2

年度寒川町決算審査意見書の48ページから50ページ、項番11、結びの中の記述を読み上げ、決算審査意見としてご報告申し上げます。50ページの第3段落目をご覧ください。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、国内においても社会経済や日常生活に様々な影響が生じた。こうした中で、町においては特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めたほか、中小企業事業継続緊急支援給付金の支給や緊急経済対策、寒川町共通商品券の販売などといった町独自の感染症対策事業を実施し、感染症の防止や経済対策に努めた。また、コロナ禍で多くの事業を中止、縮小せざるを得ない状況下にあつて、田畑西地区まちづくり事業やGIGAスクール構想に基づく教育コンピューター活用事業など、町の将来を見据えた取組や町民に寄り添う様々な事業を着実に行った。

新型コロナウイルス感染症については、本年度も8月に入り、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、国内においてその猛威は続いている。こうした現状において、景気の先行きに見通しがつきにくい状況となっており、町民税などの税収への影響も予測されることから、来年度以降の本町の財政見通しについては、これまでにない厳しい状況になることが推測される。令和3年度はこうした厳しい財政状況の中にあつても少子高齢化、人口減少社会の進展に伴う社会保障関連経費の増加、新たな産業拠点として期待される田端西地区のまちづくり事業、老朽化が進む公共施設等の再変換、長寿命化など、町が直面する諸課題に対応することが求められており、全ての職員が町を取り巻く現状と課題を十分に認識し、これまで以上に危機管理意識と責任を持ちながら、適正に業務を遂行していくことはもちろんのこととして、業務の徹底した精査や手法の見直しを行うとともに、より一層の歳入確保に向けた取組を進めるなど、適正でより効果的、効率的な行財政運営に努めてほしいとの審査意見をいただいたところでございます。

町といたしましても、こうした町監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降、議員の皆様からのご意見、ご提言を賜ることで、さらに工夫、改善に努め、町民皆様からの負託に応えるべく、持続可能な魅力あるまちづくりを進めていくことで、住んでいてよかったと言われるよう、効果的で効率的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後、各担当から決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また、決算特別委員会説明参考資料に基づき、詳細な説明がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。貴重なお時間を割いていただき、誠にありがとうございます。

【関口委員長】 ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

【関口委員長】 それでは、ここで議会事務局からの説明をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

大川局長。

【大川議会事務局長】 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、これから令和2年度議会事務局が所管いたします決算審査のほう、よろしくお願ひいたします。説明につきましては亀井事務局次長が申し上げ、ご質問には出席職員で対応させていただきます。

ので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 おはようございます。それでは、議会事務局所管の令和2年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、議会事務局につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は51、52ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。職員給与費では、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等、共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当では、議員18人分の報酬、職員手当等、共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。議会運営経費の1、議会調査等活動費でございます。旅費では、議員の寒河江市姉妹都市締結30周年記念式典出席による費用弁償でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、不用額となっております。負担金補助及び交付金では、各会派等への政務活動費でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。議会調査等活動費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。議会運営経費の2、議会交際費でございます。交際費では、議会が対応する慶弔関係等の経費でございます。対応件数は全体で8件ございました。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会等の中止によるものでございます。議会交際費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の6ページをご覧ください。議会運営経費の3、議員健康管理経費でございます。委託料では、議員の健康診断と大腸がん検診の委託料を医療機関へ支払ったものでございます。受診者は16名ございました。議員健康管理経費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の7ページをご覧ください。議会運営経費の4、議会運営事務経費でございます。議会運営の効率化を図るためのもので、報償費では各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

旅費では、一般事務の普通旅費及び寒河江市姉妹都市締結30周年記念式典出席に伴う随行分でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、不用額となっております。

需用費の消耗品費では、主な経費は図書室に備えてございます、加除式図書の追録代経費ですが、ほかに新聞4紙や定期刊行物の購読料、視察時の手土産代、その他、事務消耗品等でございます。また、昨年度は、議員の改選がございましたので、議員必携や在庁表示プレート等、改正に伴う経費も含まれております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

食糧費では、来客用コーヒー代や他の自治体からの視察来庁時における茶菓子代でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

役務費では、議員控室のインターネット回線使用料でございます。

委託料では、議場音響システムの保守点検委託料でございます。

使用料及び賃借料では、議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

負担金補助及び交付金では、神奈川県町村議会議長会及びなぎさブロック会議への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県下の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。

続いて、下表をご覧ください、議会運営事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページ、21款諸収入4項1目雑入8節雑入35万1,035円でございます。各議員にご負担いただいているタブレット端末の負担金、会派や議員ごとをお願いしている複写費の利用代金でございまして、タブレット端末の負担金32万4,000円を使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費に2万7,035円を充当してございます。

次に、タブレット資料の8ページをご覧ください。議会公開事業費であります。議会の公開性を確保し、開かれた議会の推進を図るためのものでございます。需用費の消耗品費では、会議録用の紙を購入する予定でしたが、在庫で対応したため不用額となっております。

印刷製本費では、「議会だより」の印刷代でございます。定例月後の年4回、及び改選に伴い、特集号を発行いたしました。1ページ当たりの単価は2.1円、ページ数につきましては、全体で64ページとなっております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

役員費では、本会議のインターネット放映に係るNTTの回線使用料でございます。委託料では、会議録作成委託料、会議録検索システム委託料、インターネットによる議会配信委託料でございます。それぞれの委託料の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、議会公開事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、21款諸収入4項1目雑入1節議会費雑入4万円でございます。平成31年2月1日から施行いたしました、寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、「議会だより」印刷製本費に充当してございます。

以上で、議会費の令和2年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより企画部企画政策課の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
深澤企画部長。

【深澤企画部長】 先ほど、貴重な時間を割いていただきまして誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま委員長より、ご案内があったとおり、企画部企画政策課の決算審査をお願いする

ものでございます。

説明につきましては、小林課長、また、村瀬専任主幹から行いまして、質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 おはようございます。

それでは、企画部企画政策課企画マーケティング担当及びICT推進担当所管の令和2年度決算につきまして、お手元の決算書とタブレットの020、企画政策課の決算特別委員会説明資料に基づき、各事業別にご説明させていただきます。

なお、企画政策課につきましては、組織の見直しに伴い、一部事業費が説明資料の備考欄に記載のとおり、変更になっておりますので、よろしくお願いいたします。

決算書の歳入につきましては、33ページから34ページ及び43ページから46ページ、歳出につきましては55ページから58ページでございます。企画マーケティング担当の所管につきましては私から、ICT推進担当の所管につきましては村瀬専任主幹よりそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企画マーケティング担当の所管でございます。決算書につきましては、55ページから58ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費及び8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページ、1、総合計画事業費の2、総合計画策定事業費でございます。今後の社会経済の流れや国等の政策動向などを的確に捉えつつ、寒川町が快適で住みやすく、さらに発展していくためのまちづくりの指針となるよう総合計画を策定するための事業でございまして、報酬につきましては、講演会及び町民ワークショップにおける託児保育の会計年度任用職員の報酬。報償費は講演会の講師謝礼。旅費につきましては託児保育の会計年度任用職員の費用弁償、需用費につきましては、ワークショップの事務用品等の消耗品費及びお茶等の食料費を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会や町民ワークショップを中止としたため、支出はございませんでした。役務費につきましては、町民アンケート実施に伴う郵送料。委託料につきましては、総合計画策定に伴う支援業務委託料でございまして、寒川町総合計画2040及び寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴う人口ビジョン改定に係る基礎調査等を実施いたしました。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は3ページ2、広域行政推進事業費でございます。単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の合理化及び効率化を実現することを目的とし、部会等により、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行っているものでございまして、負担金補助及び交付金につきましては、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は4ページ、3、企画行革事務経費でございます。企画マーケティング担当が所管いたします、業務の経常的な事務に要する経費でございます。報酬につきましては、総合計画審議会委員の報酬。報償費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼や同外部委員会の委員及び事務改善提案を行った職員に対する記念品。旅費につきましては、

総合計画審議会委員の費用弁償及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会の交通費と企画マーケティング担当職員の旅費。需用費につきましては、消耗品費でございまして、各省庁等への要望活動に伴う手土産代及び参考図書代でございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は5ページ、7、アークリーグ開催事業費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、開催を予定しておりました、アークリーグ2020の開催負担金でございまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会は中止となりましたが、準備に要した費用についてのキャンセルポリシーとして負担する予定でございました、開催負担金の24%に当たる1,200万円を負担したものでございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は6ページ、8目広報情報費、3、マーケティング推進事業費でございます。この事業につきましては、町政運営に対する町民の声を継続的に聴取し、各施策の構築や展開に生かすとともに、町民の町政への関心や理解を深めるものでございまして、報償費につきましては、eマーケティングリサーチ制度協力者への謝礼でございまして、町共通商品券をお渡ししております。旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議等が中止となったため、支出はございませんでした。役務費につきましては、謝礼の商品券を簡易書留によりeモニターさんへお届けする郵送料でございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

【関口委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、続きまして、ICT推進担当の所管の事業につきまして、ご説明させていただきます。決算書は55から58ページ、タブレット資料は7ページをご覧ください。

8目広報情報費のICT活用事業費でございますが、行政手続の電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティー対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、出席する全ての会議が書面及びオンラインでの開催となったため、未執行となっております。需要費はプリンターのカートリッジや記録媒体等、コンピューター周辺機器に関する消耗品費。役務費は、通信運搬費でございまして、文書館等、町公共施設を庁舎内ネットワークに接続するための経費、LGWAN総合行政ネットワークへの接続するための経費、また、ウェブ会議ツールの利用料、モバイルルーターの回線料等でございます。委託料は、県が構築したインターネットへの接続サービスであります、神奈川情報セキュリティークラウドのサービス提供委託料をはじめ、情報システム最適化に係る委託料、庁舎内のネットワーク管理に係る委託料でございます。使用料及び賃借料は、職員用ノートパソコンやサーバー等のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、電子申請システムや施設予約システムの利用に係る神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、ICT活用事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページの諸収入、下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしますが、充当先は、役務費の通信運搬費、委託料の情報セキュリティークラウドサービス提供委託料、使用料及び賃借料のコンピューター借上料に合計で147万円を充当しており、本事業における一般財源は

4,681万9,722円でございます。

続きまして、決算書は57、58ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は8ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するよう、コンピューターを効率的に運用、活用していくための事業費でございます。報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当。職員手当等は、同職員の期末勤勉手当。共済費は、同職員の社会保険料。旅費は、同職員の通勤手当及び職員の普通旅費で、事業費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等、コンピューター周辺機器に関する消耗品費。役務費は通信運搬費で、住民情報のオンラインバックアップに係る回線使用料。委託料は、住民情報の電子媒体外部保管委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託、基幹系システム最適化委託料でございます。使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、コンピューター利用事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）1,336万5,000円につきましては、いわゆる番号法による社会保障・税番号制度の導入等に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費を対象としたもので、国外転出者についても、マイナンバーカード、公的個人認証の利用を可能とするためのシステム改修にかかる経費、あるいは、マイナンバーによる情報連携を仲介する中間サーバープラットフォームの次期システムの構築費用に係る国庫補助でございます。補助率は10分の10でございます。委託料のパッケージソフト保守委託料、負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金に充ててございます。

歳入番号②、決算書は45、46ページの諸収入、下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしますが、使用料及び賃借料のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金にそれぞれ充ててございます。本事業における、これら特定財源の充当額合計は1,368万円で、一般財源は7,130万727円でございます。

【関口委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 最後に、歳入の一般財源分につきましては、ご説明をさせていただきます。

決算書は43、44ページの17款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入、タブレット資料は9ページでございます。こちらは総合計画書等の販売による収入に関するものでございますが、令和2年度につきましては、販売実績はございませんでした。

以上、企画政策課企画マーケティング担当及びICT推進担当所管の令和2年度決算のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方。吉田委員。

【吉田委員】 それでは、2点、お尋ねさせていただきます。総務費ICT活用事業費のところについてでございます。

こちらは決算ですので、使ったお金が正しかったかどうかという観点で質問させていただきますが、

ここで旅費のところ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議が書面及びオンライン開催になったというところで、ここに不用額が生じておりますけれども、今後、オンライン会議で何か不備とか困ったことがあったかどうか、また、今後このような形が継続できるのかどうか、担当課が今年度行ったところでの見解をお尋ねしたいのと、あと、もう1点、コンピューター利用事業だったか、ICT活用費のところだったと思いますけど、1名分、DXのところでは計上されておりましたが、本年度、1人雇ったことで、どれぐらい町内のDXが図られたのかどうか、見解をお尋ねします。

【関口委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、ICT活用事業費の旅費の部分でございます。結果的に未執行ということで、全額不用額という扱いになってございました。使ってみますと、割とできるなという感触でございます。どうしても会議というと、その場に行って顔を合わせて、一堂に会してやらなければいけなかったのかというところがウェブ会議を使って、あるいは書面会議ということで、オンラインでメールでのやり取りで済ます形もありました。実際に使ってみると、意外と使えるなという感触でございます。正直なところですけども。今後につきましても、コロナ禍が収まる気配がないという状況でございますので、当然こういった形式での会議というのは引き続き行われていきますし、会議としても、ちゃんと成立するかどうか、使えるなという感触でございますので、今後についても、こういった会議の形式が伸びていくのかと思っております。

それと、2点目の会計年度任用職員の部分でございます。実はPCオペレーターとして、今までは非常勤職員という形で、実は平成21年度から既に採用というか雇用して、様々な事務をやっていたという状況でございます。具体的に言えば、もともとキーパンチャーでございまして、特にパンチを扱うような業務に優れているというところで、例えば入力事務を行っていただいております。例えば、各課でわりと忙しくなってくるときに、住民情報システム系で多数、大量の入力事務が発生する場合には、そういったものを手助けするであるとか、あるいは、アンケートを行った場合に、その結果を入力する事務、そういった仕事をやっていたという状況でございます。あるいは、細か過ぎて委託に出せないような、少量であるけれども継続してあるようなパンチ系の業務、こういったものをやっていたという状況でございます。そういった意味では、昔からというか、平成21年度からもう既に働いていただいているという状況でございます。以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 オンライン会議のほうはわりと行けたということですので、もちろん人間ですから顔を合わせての会議ももちろん重要だと思いますけれども、せっかくコロナ禍で確立した重要な手法でもございますから、今後、可能なところであれば、それは取り入れて、お金のあれに努めてもらえればいいと思います。

2点目、PCオペレーターということで、21年から雇っているということですけども、ご説明の中でDX化という話があったので、これ以上は総括のほうでやりますので大丈夫です。内容としては把握しました。

【関口委員長】 他にございますか。山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。

まず、タブレット資料の9分の2で、総合計画策定事業費なんですけど、これは先ほど説明ありましたが、総合計画2040プランとまち・ひと・しごと総合戦略のいろいろ支援事業のほうに支援をってもらう業務を委託しているということなんですけど、これに関して、委託先と、あと委託内容について、もう少し詳しく教えてください。

それと、9分の5ページのアークリーグ開催事業なんですけど、今回、予算では5,000万の予算を計上していますが、コロナ禍の下、中止ということで、今回5,000万のうちの24%の1,200万円を主催者側に支払ったということになるのでしょうか。これに関しては、開催する前にちゃんとした契約というものはちゃんとされていたのかということと、それから、アークリーグが中止になったとしても、アークリーグの主催者側のほうもいろいろな負担をしていると思うんですけど、それに関しての決算というか収支報告というのは出ているのか、確認したいと思います。

それと、ICT活用事業費のところ、委託のことなんですけど、これに関して、県で運用している神奈川のいろいろなクラウドとか幾つかあったと思うんですけど、これに関しては、委託先とかそういうものは資料では出せないでしょうか。それと、あと委託の明細というか、どこに幾ら出しているかというものを今度出していただきたいと思います。

まずは以上です。

【関口委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 まず、1点目の総合計画の委託先でございます。こちらは有限責任監査法人のトーマツさん、こちらに委託業務として出させていただきました。

業務の内容といたしましては、基礎調査として人口の現状分析、こちらは人口ですとか出産数、死亡数、転入転出数、そういうものを基礎調査として行いました。また、人口の増減要因、例えば出産数に影響を与える要因ですとかそういうもの、それと、あと地域経済分析システムを活用した本町の地域経済に関する分析、こちらも行っていました。それと、アンケート調査の実施、こちらが主な業務となっております。

また、2点目のアークリーグにつきましては、こちらは、まず基本合意書、こちらに基づき、協議書を結んでございます。この24%に当たる1,200万、こちらの24%というのは町の負担金とか、あと、スポンサー料、全ての経費から準備にかかった金額、そちらのパーセンテージ、それが24%、準備に要した金額が24%というところで、町のほうも当初、予定しておりました5,000万円の24%の1,200万円を支払ったものでございまして、また、主催者の負担はどうだったのかといったところで、こちらについても全て収支のほうはアークリーグのほうから提出をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

【関口委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、3点目のICT活用事業の中の委託料の内訳といいますか、そういった部分の資料で出せないかという話でございますが、ここで口頭で、まず説明をさせていただきたいと思います。

ICT活用事業委託料につきましては、先ほど委員のおっしゃられた、いわゆる神奈川県が用意する

インターネットの接続する口でございます、情報セキュリティークラウドサービス提供委託料、こちらと情報システム最適化委託料、こちらにつきましては、情報システムに関する契約等々、適正に行われているか、無駄がないか、そういった部分をコンサルにご助言いただいてやっている委託料になります。それから、庁内LAN管理委託料でございます。こちらにつきましては、庁内LAN整備についてを委託するということでございます。それと、RPA及びAIOCR、こちらの活用もいたしましたので、そちらの提供委託料、この5つの分野についての委託料ということになります。内訳等々、こちらは資料をお出しする形でよろしければ、この委員会中でお出しすることよろしゅうございますか。資料をお出しすること、よろしゅうございますでしょうか。

(「問題なければお願いしたい」の声あり)

【村瀬専任主幹】 分かりました。では、委員会中に資料として提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、総合計画の件なんですけど、一応、これは委託先の1者ということでよろしいんでしょうか。内訳のほうは分かりましたので、できれば企画政策課の資料に対しての、ほかの課では委託先とかそういうものを全部一覧表で、全部最後のページに特に出ていますので、ぜひお願いしたいと思います。それに関してはオーケーです。一覧表をいただければ、あとは見やすいので。

【関口委員長】 山田さん、委託料の内訳どうのこうのについては、その都度、その都度、言ってください。何でもどこでも出すということじゃありませんので。

【山田委員】 分かりました。出せるものではない。

【関口委員長】 出せるものじゃなくて、要求がないものは出す必要はないので、併せて出ているところについては、各担当が皆さんに資料で分かるようにということでもって付けている、そういうところもありますけれども、担当によっては全部違いますので、その都度、その都度、委員の皆さんから委員長を通して要求をしていただきたいと思います。

【山田委員】 分かりました。

【関口委員長】 よろしくをお願いします。

【山田委員】 じゃあ、資料のほうに関しては、総合計画のほうの委託先も資料として出していただきたいと思います。

【関口委員長】 何の話……。

【山田委員】 まず、総合計画策定事業の委託先の、一応説明はありましたけど、文章で、資料として出していただきたいと思います。

【関口委員長】 そうすると、山田委員、委託料については、なるべく細かい説明書の中にも、委託先がどうのこうのって全部説明資料の中へ入っている、委託料の内訳ね、というところもあるし、何でもかんでも委託料ということをお願いするのか、どういうことをお願いするのか。今、総合計画のあれでしょう。

【山田委員】 一応、説明では聞きましたけど、一応資料として、もし出していただけるなら出していただきたいと思います。

【関口委員長】 暫時休憩いたします。

【関口委員長】 では、休憩を解いて、会議を再開いたします。

山田委員。

【山田委員】 分かりました。申し訳ないです。

あと、次のアークリーグの件なんですけど、一応、協定合意書を結んでいるということで、これに関してもアークリーグ主催者のほうからも決算書とかが出ていたということなんですけど、それに関しては、今までのいろいろな文教委員会とかいろいろなところ、これだと総務か、企画だと。今まで決算書とかそういうものは提示されているでしょうか。もし提示されていなかったんだとしたら、どれぐらいの金額がかかったのかという金額をお示ししていただきたいと思います。

あと、ICTのほうですけど、それに関しては資料を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

とりあえず、アークリーグの件だけお願いします。

【関口委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 まず、1点目の総合計画のほうは、説明したとおり、トーマツの1者でございます。

それと、2点目のアークリーグにつきましては、一般社団法人ARK LEAGUEの決算書のほうを我々が確認をさせていただいておる状況で、決算書の中身については、総務の協議会等でお示しはしてございません。我々が決算書を、確認事項の中で決算書を確認させていただいたということです。

以上でございます。

【関口委員長】 山田委員、決算書の関係は分かりましたね。民間企業のやつですから、民間企業との契約になりますので、よろしくお願いします。

じゃあ、続けて。山田委員。

【山田委員】 分かりました。アークリーグのほうは民間企業ということで、これに関しては、あとで詳しく、後でまた総括質疑でやらさせていただきますのでよろしくお願いします。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、企画部財政課の審査に入りますので、よろしく願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 続きまして、ただいま委員長のほうからご案内があったとおり、企画部財政課の決算審査をお願いするものでございます。

説明につきましては、関根財政課長から、また、質疑等については、出席職員全員で対応させていた

できます。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 皆様こんにちは。

それでは、企画部財政課所管の令和2年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、財政課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出決算から説明させていただきます。決算書は53から56ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。こちらは財政事務を行うための財政事務経費であります。旅費につきましては、県庁等への職員の旅費として予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から書面会議等となったため全額未執行。需用費の消耗品費は、地方債の手引き等の参考図書購入費用でございます。委託料は、公会計の統一的な基準に基づく財政書類作成業務委託料で、不用額は契約締結に伴う執行残で、使用料及び賃借料は起債管理システムの借上料でございます。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、財政調整基金積立金になります。一般財源からの積立金7億3,890万円と預金利子分19万9,379円を積み立てたものでございます。下表をご覧ください。財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子19万9,379円となります。

次に、タブレット資料4ページ、公共施設整備基金積立金は、預金利子分の積立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号①、決算書41、42ページの公共施設整備基金利子の486円となります。

次に、タブレット資料5ページ、減債基金積立金になります。こちらも預金利子分の積立てとなります。下表の特定財源は歳入番号①、決算書41、42ページの減債基金利子の6,087円となります。

次に、タブレット資料6ページ、決算書は55、56ページのまちづくり基金積立金になります。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金及びふるさと納税として寄附していただいた寄附金から事業費を差し引いた2,730万616円と預金利子7万977円を積立てたもので、積立金の総額につきましては、2,737万1,593円でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書41、42ページのまちづくり基金利子の7万977円と、歳入番号②は、決算書43、44ページのまちづくり寄附金のうち、備考欄記載の各事業充当額を差し引いた2,730万616円を充てております。まちづくり寄附金のうち、ふるさと納税につきましては、ふるさと納税掲載サイトを増やしたことにより、昨年より1,528万4,000円の増となり、件数につきましても2,345件と、対前年度957件の増となりました。また、令和元年度に引き続き、寒川キャットプロジェクトとして、町で活動する野良猫を保護するボランティア団体への活動支援や猫の不妊去勢手術などを目的としたクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組み、116件、213万8,000円のご寄附をいただきました。

なお、寄附による税額控除、町からの流出額は約5,421万円で、寄附額より税控除が上回っており、流出超過となっております。また、備考欄に記載の事業につきましては、年度中に事業に充当している

ものでございます。

次に、タブレット資料7ページの土地開発基金繰出金は、預金利子1万1,731円を繰り出したものでございます。なお、土地開発基金につきましては、繰出金の科目から支出することになっております。

下表は特定財源となりまして、歳入番号①、決算書41、42ページの土地開発基金利子の1万1,731円になります。

次に、タブレット資料8ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料になります。委託料は、ふるさと納税窓口サイトの運営及び返礼品の調達、発送の委託業務に対するものとなっております。なお、特定財源は歳入番号①、決算書43、44ページのまちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

次に、決算書は61、62ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は、9ページをご覧ください。契約検査事務経費であります。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬として予算計上してはいたしましたが、電子入札共同システム定期申請の事務処理について、職員協力により対応できたため未執行。報償費につきましては、優良建設工事の記念品の購入。旅費では、電子入札事務の職員旅費。需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入。使用料及び賃借料では、建設副産物情報交換システムの利用料。負担金補助及び交付金では、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください。契約検査事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、総務費雑入の下から2行目となります。下水道事業事務費負担金については、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、一般会計で支出しているもののうち、下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に記載の額を充てており、特定財源を支出済み額から差し引いた236万500円が一般財源となります。なお、この負担金につきましては、このほか、下記記載の事業に記載の額を充当してございます。

続きまして、決算書は11款まで飛びまして、109、110ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。平成30年度借入れの小学校空調機等設置工事や小型動力ポンプ積載型消防自動車などの償還開始に伴い、前年度より6,361万9,273円、6.8%の増となっております。なお、下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、決算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。寒川駅北口土地区画整理事業などの高利率であったときの地方債の償還終了や償還年数の経過や、平成21年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しなどにより、前年度より1,129万830円、22.2%の減となっております。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。なお、不用額につきましては、一時借入金利子の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書は109、110ページ、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ペー

ジをご覧ください。当初予算額といたしまして、前年度同様5,000万円、補正により6,424万9,000円の増をお願いしまして、結果として9,301万3,504円を充用させていただき、残額が2,123万5,496円となっております。充用先の款別の合計額につきましては、備考に記載のとおりでございます。充用金額の大きかった事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、学校や役場庁舎などで使用するための体温検知機器やアクリルパーティション、消毒液、マスクといった備品及び消耗品等の購入費をはじめ、各事業の感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策に係るものへ合計2,621万7,319円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費については1,400万8,986円となっており、予備費総額のうち、修繕料は2,411万7,569円で、全体の25.9%を占めております。

続きまして、歳入の一般財源分について、ご説明させていただきます。タブレット資料は13ページ、決算書は25、26ページをお開きください。

2款地方譲与税1項地方揮発譲与税、2,493万9,000円が決算額でございます。ガソリンに課される税で、道路延長面積により案分して譲与されるものでございます。こちらはエコカーの普及やガソリン消費の低迷などにより、対前年度比で45万6,000円、1.8%の減となっております。

次に、2項1目自動車重量譲与税、7,255万9,000円。検査自動車について、その重量に応じ課税される税で、地方揮発譲与税同様に、町道の延長面積により案分され、譲与されるものでございます。こちらは新車販売台数の減などにより、前年度決算額より57万7,000円、0.8%の減となっております。

次に、3項1目森林環境譲与税、385万4,000円。令和元年から新設され、間伐や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等のための譲与税でございます。総額9割相当額を私有林、人工林面積、林業就業者数、人口で案分して譲与されるものでございます。こちらは令和6年度まで段階的に譲与税額が上がる仕組みとなっているため、前年度決算額より204万1,000円、112.6%の増となっております。

次に、3款1項1目利子割交付金387万8,000円。利子等の支払い、または取扱いをする金融機関等を特別徴収義務者とし、県が収納した県民税利子割額を各市町村に係る個人県民税収入決算額の割合に応じて交付されるものでございます。こちらは県民税利子割の減に伴い、減額となっております。

次に、4款1項1目配当割交付金、3,278万1,000円。上場株式等の配当等に対して納められた税を基に交付されるものでございます。こちらは企業業績の落ち込みにより、対前年度決算額より305万2,000円、8.5%の減となりましたが、予算額に対しましては、778万1,000円、31.1%の増となっております。

次に、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、3,878万1,000円。上場株式等の譲渡益に対し、納められた税を基に交付される交付金でございます。こちらは譲渡益の増により、前年度決算額より1,726万2,000円、80.2%の増となっております。

次に、6款1項1目法人事業税交付金、6,100万3,000円。法人事業税交付金につきましては、令和元年10月の消費税10%への増税により、地方法人特別譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税、法人税割の減収分に対する補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付される制度を創設したものでございます。こちらは令和2年度から新たに交付されることとなり、交付金額を見込むことが困難であったことから決算対応となっております。

次に、決算書の27、28ページをお開きください。7款1項1目地方消費税交付金、10億1,936万8,000

円。地方消費税交付金につきましては、消費税額の78分の22で、これを消費税率に換算すると、地方消費税額2.2%、軽減税率は1.76%となります。市町村に人口、従業者数により案分され、交付されるものでございます。こちらは令和元年10月の増税の影響により、前年度から1億7,649万7,000円、20.9%の増となりました。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金、2万8,535円。自動車取得税として納められた税を基に交付される交付金で、令和元年10月の消費税の税率改正に伴い廃止となるまでの分でございます。参考ですが、昨年度の決算額は2,799万4,962円でございます。

次に、9款1項1目環境性能割交付金、1,788万8,000円。令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて、自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されたものでございます。決算額につきましては、前年度から914万8,000円、104.7%の増となったものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生産停止などにより、自動車販売台数が減となったことなどにより、予算額に対して2,711万2,000円、60.2%の減となってしまいました。

次に、10款1項1目地方特例交付金、8,062万9,000円。平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による個人住民税の減収補填措置分と消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために、自動車税減収補填特例交付金と軽自動車税減収補填交付金分になります。

次に、11款1項1目地方交付税、590万6,000円。当町につきましては、普通交付税の不交付団体ですので、特別交付税のみの額となります。

次に、12款1項1目交通安全対策特別交付金、決算書は27、28ページをお開きください。交通安全対策特別交付金、726万円。道路交通法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を過去2年の交通事故、道路延長などにより交付されるものでございます。前年度に対しましては、改良済み道路の延長などにより、65万8,000円、10%の増となっております。

2款から12款につきまして、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上しておりますが、景気の動向や法改正に伴う新たな交付金など不確定な要素が多く、また、交付決定時期が3月などにより補正対応が間に合わず、予算との差が生じてしまい、決算対応となってしまいました。今後につきましては、より差が小さくなるよう努めたいと考えております。

決算書をめくっていただき、33、34ページ、タブレット資料は13ページになります。15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3億6,842万1,000円。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて細やかに必要な事業を実施できるよう、国の令和2年度補正予算で創設され、交付されたものでございます。

次に、決算書は39、40ページをご覧ください。16款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金1節市町村移譲事務交付金、419万8,937円。市町村が処理することとした県の事務処理に要する経費で、主たる内容は動物の死体収容、一般旅券発給申請の受理に係る事務など39事務に対し交付され、前年度決算額より36万5,521円、8%の減となっております。

次に、タブレット資料は14ページをご覧ください。2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金、市町村事業推進交付金、77万2,000円。鳥獣保護管理対策や遺跡発掘調査などに交付されるものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響等による事業中止などにより、補助対象事業費が減ったことにより、前年度決算額より24万8,000円、24.3%の減となっております。

次に、決算書は41、42ページをご覧ください。2項県補助金7目1節市町村自治基盤強化総合補助金、1,090万9,000円でございます。市町村の行政権及び財政基盤の強化を図るため、市町村等が実施する事業に対し補助されるもので、令和2年度につきましては、アークリーグ開催中止に伴う地方創生推進事業の減により、前年度決算額より2,244万9,000円、67.3%の減となっております。

次に、17款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金、株式配当金につきましては、決算書記載の額のうち、参考化学工業株式会社様分130万円の配当となっており、なお、この配当につきましては、教育活動充実事業費及び小学校管理運営経費へ充当してございます。

次に、決算書は43、44ページをご覧ください。2項財産売払収入1目1節物品売払収入、予算書等売払収入、決算額は6,000円でございます。令和2年度は当初予算書及び当初予算の概要の販売がありまして、決算額6,000円となりました。

次に、19款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、5億7,974万1,000円。前年度比で、1億9,782万3,000円、151.8%の増となっております。

次に、2目1節まちづくり基金繰入金、1,814万8,000円でございます。備考欄に記載の協働事業提案制度推進事業費ほか14事業に充当してございます。詳細の事業につきましては、タブレット資料16ページの別掲に記載しているとおりでございます。

次に、決算書は45、46ページをご覧ください。20款1項1目繰越金1節前年度繰越し金、10億7,683万7,963円。令和元年度決算上の剰余金を翌年度の令和2年度の財源として繰越したものでございます。

次に、21款諸収入4項雑入1目雑入、決算書は47、48ページをご覧ください。8節市町村振興協会市町村交付金、1,134万7,339円。市町村振興宝くじオータムジャンボ、サマージャンボの収益金を市町村に配分するもので、公共事業、公益の増進を目的とする事業が対象でございます。

次に、決算書は49、50ページをご覧ください。22款1項町債1目総務債から6目教育債につきましては備考欄に記載の事業に充当しており、令和2年度の起債の総額は10億2,580万円で、先ほど歳出で説明いたしましたとおり、町債償還金につきましては、9億9,268万261円ですので、借入れ額の総額は3,311万9,739円の増となりました。なお、備考欄に記載の令和3年度への繰越しにつきましては、4目土木債2節都市計画事業債の寒川駅南口整備事業債は、駅南口整備による建物移転等の補償金となります。

次に、決算書153ページからの一般会計における実質収支に関する調書を説明させていただきます。なお、154ページから156ページの各調書につきましては、特別会計ですので、それぞれの所管課からの説明となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般会計における実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額229億2,485万4,000円に対し、歳出総額は216億6,698万円となり、歳入歳出差引き額といたしましては、12億5,787万4,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源としましては、本年6月会議でもご報告させていただきました。

たとおり、繰越明許費繰越しとして商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業費ほか8事業で、1億7,966万3,000円を、事故繰越し繰越しとしまして、学校給食センター整備事業費4,088万8,000円をそれぞれ繰越し、令和2年度の実質収支額は10億3,732万3,000円となりました。

続きまして、財産に関する調書、決算書の159ページ、1、公有財産の(2)無体財産権から(4)出資による権利までについてご説明いたします。

(2)無体財産権の商標権がありますが、E's Samukawaの名前及びロゴの商標登録、『「高座」のころ。』のブランドスローガン、メインのブランドマーク及びサブのブランドマークの5件で、前年度からの変更はございません。

次に、(3)有価証券であります、町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、(4)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、決算書の165から167ページをご覧ください。3、基金の状況でございます。166ページの(10)国民健康保険財政調整基金、167ページの(14)介護給付費等準備基金につきましては、各特別会計の所管課からの説明となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主な増減内容について説明させていただきます。(1)財政調整基金ですが、令和2年度につきましては、上段に記載の額7億3,909万9,000円を積立て、基金へ繰入れたものでございます。下段の5億7,974万1,000円は、財源調整のため一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(5)奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸付けに伴う増減及び預金利子による積立てによるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は、平成25年度分から改正がされ、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、修学資金が月額1万円でございます。

次に、167ページの(15)まちづくり基金についてですが、上段の1,552万円につきましては、令和元年度のまちづくり寄附金及び利子を財源として積立金として支出し、基金へ繰り入れたものでございます。3月31日までに積立て額が確定しないため、出納閉鎖期間での財務処理になるため、決算年度前年の額が積立て額となっております。その他の基金、上段、数値の増につきましては、預金利子となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑をお受けいたします。

山田委員。

【山田委員】 2点お聞きします。

まず、財政調整基金なんですけど、今、決算書の165ページのほうでは24億1,596万6,000円、決算期の年度末でも残高がありますが、実際、町として財政調整基金、どれぐらいの金額があればいろいろな対応できるのかというところを確認したいと思います。

それと、ふるさと納税のことなんですけど、説明の中で、流出が約5,421万あるということでありました。これに関して、委託料とかもろもろ経費がかかっていると思うんですけど、これに関して委託料

がたしかポータルサイトですか、そのところに委託するものと、あと物品の調達ということでした。物品の調達ということは、実際、地元の事業者の経済の活性化というところでありますけど、これに関しては、町内の事業者に対して経済効果というのはどれぐらいあったのかということをお知らせいただきたいと思います。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 今、2点いただきましたが、順番が前後しますが、私のほうからは、まず2点目のふるさと納税の件に関して、お答えしたいと思います。

山田委員、ご指摘いただいたとおり、単純に税控除の流通額だけではなくて、ふるさと納税に係る委託料等もありますので、ふるさと納税の推進事業費としては、よりマイナスになっているというところはございます。ふるさと納税の返礼品につきましては、地場産のものということに限っておりますので、事業者に対する経済効果という部分でございますが、ふるさと納税掲載サイトへ返礼品の紹介ですとか、そういったところを行っておりますので、個々の企業、事業者、生産者さんが広告料を打つて出るというよりは、無料で掲載サイトのほうに返礼品の紹介ができていたところがありますので、具体的な数字としては持っておりませんが、事業者さんにとっては、対外的に広告、アピールできるものとなっていると思っております。

以上です。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 1点目の質問、財政調整基金の残高規制値というお話でございます。

特に規定等があるわけではございませんが、寒川町財政課としましては、財政総額予算、予算総額のうちのおおむね1割程度、当初予算とこちらは決算で若干当然差が出ますので150億から160、170程度といったところを踏まえると、その1割ということで、15億から17億程度が必要額と認識しております。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、財政調整基金のほうが、予算の約1割程度あればいいということで、今回、24億超の残高があるわけですが、これに関しては、コロナ禍の下、いろいろと対応すると、今年度もいろいろ利用されていますのであると思うんですけど、これはまたほかのところにも不用額とかそういうものもあると思いますので、そういうところでまた聞いていきたいと思っておりますので、分かりました。

あと、それとふるさと納税のほうなんですけど、実際、流出が、いろいろな経費とかそういうものをもろもろ入れたら持ち出しのほうが、町としては持ち出しが多いということになると思うんですけど、事業者のほうでどれだけ効果があるとか、なかなか経済効果というものは把握が難しいということもありますけど、そろそろ都市部というか、都市部のほうでは、ふるさと納税というのはなかなか厳しいものがあるのかと思いますので、この辺は、またいろいろ見直すこともあるんじゃないかと思いますが、それについての見解をお願いします。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 ふるさと納税の返礼品に関しましては、町内の地場産というものに限られているというところでありますので、その発掘をいかにしていくかということに尽きるのかと思います。他

の市町村のように魅力的な海産物ですとかいったものが当町にはありませんので、その中でも、町の中で生産されているものをいかに返礼品としてご紹介できるかというところになっていくかと思います。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 ふるさと納税の関係でお伺いをしたいと思いますが、實際上、先ほどの説明では持ち出しがあるというお話なんです、実際、どのぐらいの金額が納税をされると、要はプラスが増えていくのかというところ、そういったところはシミュレーションしたことがございますか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

それともう一つなんです、契約検査事務経費ということであるんですが、多分、これは工事等の検査をするものだと思うんですけども、これは町の職員が検査をやっているのでしょうか。

以上です。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 ふるさと納税での持ち出しがどれくらいになれば、プラスに転じていくかというお話かと思います。

令和2年度については、寄附額が4,312万2,000円、それに対して、税額控除が5,421万2,473円で、差額としては、そこだけでは1,109万473円ということになっておりますが、これにプラスして、ふるさと納税の事業費として、約2,000万ちょっとかかっておりますので、令和2年度で限って言えば、3,134万ほどのマイナスになっているところを逆算しますと、7,500万ぐらいの寄附金をいただかないとプラスには転じていかないかなというところではあります。財政課としても苦慮するところではあります。どうしても魅力ある返礼品の持っている市町村に取られていってしまうというところもありますので、ただ、何もこちらとしても手を打たないでいると、流出額がさらに増えていく一方になってしまうということもありますので、ふるさと納税についても、着手していかざるを得ないのかといったところが本音のところでありまして。以上です。

あと2点目の契約検査の工事検査につきましては、委員のお見込みのとおり、町職員が検査をしております。以上です。

【関口委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。ふるさと納税の関係なんです、基本的には、納税額の3割程度というところが返礼品の額ということ聞き及んでおるんですが、町として、特産物というのはなかなかないというのは自分も承知をしております。季節的なものと、果物とかそういったものが該当するのかと思いますので、そこら辺の部分というのは掘り起こし、それと町外へのPR、そういったところをしっかりとやっていただければと思います。

それと、2点目の契約の関係の検査の関係なんです、あまり聞きたくないあれなんです、令和2年度の工事の中で、いわゆる点数を工事につけると思うんです。そういった中で、要は落第点がついた工事はなかったですか。要は、そうなりとやり直しというところが出てくると思いますが、その部分をお伺いしたいと思います。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 まず、1点目のふるさと納税の今後、返礼品を扱う業者さん等のPRと、また、対外へのPRということではありますが、まず、返礼品の掘り起こしは私どもも必要だと思っております。今年度の話になってしまいますが、今年度も8月に商工会を通じて、ふるさと納税の返礼品について募集を、周知ということにかけていただいているようなところで、今後も継続してやってまいりたいと思っておりますし、対外的な部分につきましては、令和2年度にふるさと納税の掲載サイトを増やしております。増やしたことによって寄附の件数、金額共に上がっているというところで、一定の効果があったとは思っておりますので、こちらについても継続してまいりたいと思っております。

また、2点目の工事の点数によって落第となった工事があったかどうかというところですが、令和2年度、過去に遡ってもそうですが、特に落第点といったものは令和2年度はございませんので、以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。ないようですので、岸本副委員長。

【岸本副委員長】 2点ありますが、1点目は、まず、今回の決算状況が特殊なものでありまして、これから各担当課から、例えば特別定額給付金や交付金などの説明があると思うんですけども、一括で見られるような資料等があるかどうか確認したいというところと、当町は不交付団体ということで交付税措置がされないという不利な状況がある中で、先ほど企画政策課の説明の中にも、各省庁への要望活動を行っているというところがございますが、財政課として、戦略的にといいますか、各省庁はもちろんのこと、財団や協会など様々なところで補助金、助成金を出していると思われまして。そういったところで担当課に任せることなく、財政課としてというか庁舎一体となって財源確保するためのチームというか、そういった担当というか、を置いて活動を行っているのかどうか、その点について、2点お聞かせください。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 令和2年度、コロナの感染拡大によって、かなり状況が過去と比べて一変したというところでありまして。冒頭、部長のほうで、概要説明でもコロナを含めた金額、除いた金額といったところで、口頭でご説明差し上げましたが、なかなか言葉だけでは理解しづらい部分があったかと思っております。我々も資料として現在おつけしていなかったところがありますので、配慮が足りなかった部分があったかと思っておりますので、この委員会中に歳入及び歳出について、款別、目的別で令和2年度の決算の状況と、その中に含まれるコロナの対策費、除いた額、それに対する令和元年度の状況との差引きみたいな資料としては手持ちでございますので、それをこの委員会中に追加資料としてお出しできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとは、2点目の財源獲得に向けて、庁内一丸となってチームとしてという部分であろうかと思えます。財源獲得に向けては、予算の説明のときにも必ず各所管課のほうにも、国、県の補助金等の獲得に努めてほしいということで、財政からも説明はしておりますし、先ほどのふるさと納税の話でもそうですが、制度の不利がある部分がありますので、そういった部分についても、国、県に要望等、財政としても出しております。特別チームをつくってというところは、考えては現在おりませんが、予算編成に当たっては、必ず各所管課のほうで補助金等の遺漏がないようにということによっておりますし、我々

としても目を光らせて対応してまいりたいと思っております。

今後、チームとして組織する必要があるかどうかについては、今後、検討する必要があるかと思っております。以上です。

【関口委員長】 岸本副委員長。

【岸本副委員長】 それでは、資料の提出のほうを委員会中にとすることでよろしく願いいたします。それがあると、我々も決算をしやすくなると思いますので、ぜひ早めにいただければと思いますので、お願いいたします。

2点目の財源確保についてのところでございますが、担当課も見落とす部分があるのかと思いますので、小さな、例えば10万、20万円の補助金等も多くあります。私もよくスポーツをやっている中で、例えば、子ども向けだったら10万、20万の寄附、10分の10が出るとかというのは財団とかであるんです。そういったところもしっかり調べながらやっていくということと、他市なども見ながら、その状況を見ながらということ大事なのかと思いますので、庁舎の全員を含めて目を光らすというところを、担当課以外のほうが見える部分もあると思いますので、そういったところの情報共有をしていながら、やっていっていただきたいと思っておりますけれども、その点についての考えをお聞かせください。

【関口委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 1点目の関係につきましては、例えば、岸本副委員長から資料について要求がありましたので、こちらは提出ということによろしいでしょうか。

【関口委員長】 部長、後でと言っていたけど、なるべく早めにいただいて、決算の中での参考にしたいと思っておりますので、なるべく早めに資料としていただければ。

【深澤企画部長】 分かりました。では、早急に対応させていただきたいと思っております。

また、歳入の件でございますが、今、財政課長がお話ししたとおり、予算編成の中で新たな歳入確保というような方針を掲げさせていただいております。そういった中で、予算査定の中でもいろいろな角度から補助金についても研究をしておりますし、また、いろいろなチャンネルを使いまして、先進事例だとか、いろいろな取組が各市町村で行われておりますので、そういったものに対して、我々もアンテナを立てて、どういうことでできたのか、そういったものを研究している状況があります。

こういったものについては、日頃からのしっかりと財源を確保していくという意識づけが重要だと思いますので、基本的にそれは全庁的に行われていると思っておりますが、我々も過去は国から出されている補助金総覧だとか、そういった1つの要綱化されているものの中で物事を考えてきたところがあったと思いますが、最近では、この案件をどうしたら補助金が取れるか、要は補助金を取る視線で事業構成がどういうふうにできるのかだとか、そういったところも含めて事業の在り方を研究しておりますので、いろいろなお知恵を、関係団体のほうからもお知恵をいただきながら、町としては、しっかりと財源確保、身の丈に合ったということもあるんですが、財源確保といった視点をより強力に出していきたいと思っております。今いただいた意見をしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 それでは、企画部財政課の質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。それでは、委員の皆さん、お昼にしたいと思います。13時15分から再開いたし

ますので、それまで暫時休憩といたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからの進行は、副委員長の岸本が務めますので、よろしく願いいたします。

午前中に引き続きまして、企画部、そして広報戦略課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。深澤部長。

【深澤企画部長】 それでは、午前中に引き続きまして、よろしく願いいたします。

企画部最後となりますが、広報戦略課の決算審査をお願いするものでございます。説明につきましては青木課長から、また、質疑等につきましては出席職員全員で対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和2年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。ご説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号040、広報戦略課でございます、決算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきます。

なお、広報戦略課につきましては、組織の見直しに伴い、統計マーケティング担当が所管をしておりました、マーケティング推進事業費及び情報システム担当が所管してございましたICT活用事業費、並びにコンピューター利用事業費が企画政策課へ移管となり、さらに統計マーケティング担当が所管をしてございました、統計調査事務経費並びに基幹統計調査事務経費が総務課へ、それぞれ移管となっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、決算書は55ページから58ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。最初に広報活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報版、ホームページ、メール配信サービス、SNS、各種報道機関など様々な媒体を活用し、町の取組を広く情報発信していくことで、町民との協働によるまちづくりの推進を目的としているものでございます。1節の報酬、3節の職員手当等、4節の共済費については、いずれも広報紙制作業務に係る会計年度任用職員1人分の経費でございます。8節の旅費については、神奈川県市町村広報広聴連絡会等の出席に係る職員の普通旅費でございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、出張機会がなかったため、全額不用額となっております。10節の需用費は、「広報さむかわ」等の発行に必要な消耗品費と広報掲示板の修繕料でございます。修繕については老朽化した広報版、2か所分でございます。11節役務費は通信運搬費でございます。12節委託料については、「広報さむかわ」制作業務のほか、広報紙等のポスティングによる全戸配布業務や町ホームページ、メール配信サービスに関するものでございまして、その内訳については備考欄に記載のとおりでございます。

また、不用額については、こちらも備考欄に記載しておりますが、昨年度はアークリーグ2020 in 寒川や東京2020オリンピック等の開催が予定されていたため、広報紙においても、それらの特集記事の掲載を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、各イベントが中止となったことに伴い、広報紙の特集も組まなかったことから、当該特集掲載予定月の広報誌のページ数が減となった

ことによるものでございます。13節使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複写利用料、18節負担金補助及び交付金は公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの県支出金、自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への募集記事の掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当をしております。

続いて、歳入番号②、決算書は45、46ページの諸収入、広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております、市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじや新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売について、広報誌等への掲載協力をすることで、その収益金の一部が同協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当をしております。

続いて、歳入番号③、決算書は同じく45、46ページの諸収入、広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページへの広告掲載料でございます。広告掲載料については、令和元年度決算と比較をしまして94万円の増となり、増減率では、102.2%の増ということで、倍額の収入済額となりました。これにより、総合計画2020プランの第3次実施計画において掲げておりました目標値の達成率も94.8%となり、目標達成には届かなかったものの、令和元年度までは、その達成率が50%から60%であったことを踏まえると、大幅な増収となりました。これは広告掲載手続の簡素化や広告価値の見える化を施しながら周知、または営業活動を実施してきた成果であると捉えております。この広告料については、町ホームページの運用委託料及び「広報さむかわ」制作業務委託料に収入済額の全額を充当しております。これらにより、本事業における特定財源の充当額合計は211万5,000円で、一般財源額は2,670万8,273円でございます。

続きまして、決算書は55ページから58ページ、タブレット資料は3ページをご覧ください。タウンセールス推進事業費でございます。この事業は、寒川町人口ビジョンに掲げた人口に関する目標の実現に向け、ターゲットとして設定した若い世代を中心とした移住定住の促進を目的とするブランディング並びにブランドコミュニケーションを展開している事業でございます。7節の報償費については、マーケティングマネージャー2名の謝礼。8節の旅費については、移住促進やプロモーション関連会議等に係る職員の普通旅費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の蔓延により出張機会がなかったため、全額不用額となっております。10節の需用費は、ブランドの醸成活動に係る消耗品費と町外へのブランドPR用のポスター、チラシ作成を予定していた印刷製本費でございます。印刷製本費に関しては、令和2年度中に開催を想定しておりました各イベントの機会を捉え、PRチラシの作成を予定していたところですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の蔓延により、各イベント等が中止となってしまったことに伴い、全額不用額となったものでございます。

次に、11節役務費については、デザインをモバイルWi-Fi利用料や令和元年度に制作をしましたフォトブックの郵送に係る通信運搬費をはじめ、役場前交差点付近の三面啓発看板の保険料、また、移住に関心のある層に対する移住ポータルサイトへの誘導とブランド認知の拡大を図ることを目的に実施しました不動産情報サイト広告とSNS広告の広告料でございます。

次に、12節委託料は、移住ポータルサイトの保守委託、『「高座」のころ。』実行委員会への委託料、レディオ湘南への広報番組制作委託でございます。

次に、13節使用料及び賃借料は、ブランドの可視化業務のためのパソコンソフト使用料でございます。続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの国庫支出金、地方創生推進交付金につきましては、先ほど企画政策課よりまとめてご説明したのになりますが、本事業への充当先は旅費及び印刷製本費を除く全ての科目に収入済額の全額充当しております。これにより、本事業における特定財源の充当額は、707万7,867円で、本事業における一般財源額は、707万7,982円でございます。

最後になりますが、タブレット資料は4ページをご覧ください。こちらは決算書41、42ページの財産収入、株式配当金でございまして、広報戦略課が所管する株式会社ジェイコム湘南・神奈川及び株式会社テレビ神奈川の株式配当金でございます。内訳としましては、株式会社ジェイコム湘南・神奈川分が330万5,220円で、株式会社テレビ神奈川分が1万7,400円でございます。こちらは全額一般財源振替でございます。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和2年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。ございますでしょうか。山上委員。

【山上委員】 タウンセールス推進事業費の関係でお伺いしたいんですが、この事業はまちの魅力を発信することによって、自治体間競争における人口政策につながる事業と私は捉えております。コロナ禍である令和2年度においても、執行率というのは非常に高い率を示しているんですが、どのような事業を行って、また、どの程度、高座ブランドが浸透したと考えているか、また、まちの魅力向上につながったのかをお聞かせ願えたらと思います。

【関口委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。タウンセールス推進事業の事業の取組内容と、その成果、認知度等のお尋ねかと思えます。

山上議員おっしゃるとおり、令和2年度についてはコロナ禍ということで、我々も旅費だったり、印刷製本だったり全額執行残になっているというところで、なかなか外に出て、本来であれば、ターゲットは町外の方ですので、そこに向かって何かをしに行ったりだとかということはしなきゃいけない状況ではあるものの、コロナ禍ということで、なかなか人と直接お会いして何かをするという機会が少なかったのは事実でございます。

ただ、そんな中で、新たな生活様式をちゃんと踏まえながら、やれることはしっかりやっというところで、令和2年度のお話で言いますと、特筆すべきは動画を活用した情報発信というものが大きく挙げられるのかと思っております。動画については、アンケートをやった結果、町民の皆様が困っている、ストレスに感じているようなものを中心に、例えば、おうちで給食、子どもたちに提供されている給食の調理動画の発信であったりですとか、自粛生活が続く中で、家の中にいて掃除をする機会が多くなったという声もありますので、ごみの分別動画ですとか、そういったところを中心に動画発信をし

てまいりました。前段のおうちで給食につきましては、健康づくり課さんのご協力も得ながら、情報発信をそれぞれしていただく中で、厚生労働省のほうからも食生活改善の取組ということで賞をいただくような形になりまして、全国的に町民向けに発信するというところでやっていたわけですが、これが回りに回って、町外にもしっかりとされたそういった取組が伝わっているという意味では、非常に意味のあるものだったのかと思っております。

一方で、認知度に関係でございますが、令和元年度に行いましたブランド浸透度調査の結果からお話しをさせていただきます。対象については、20歳以上の1,000人を対象にやりまして、ブランドスローガンを知っていますかとか、マークを知っていますかという質問をしております。その中の回答として、ブランドマークの認知度については50%となりまして、性別で言いますと、女性の認知度が高い結果となっております。この設問につきましては、今年度に入りまして、企画政策課のほうで、総合計画に関するアンケートもやっております、その中で同じ設問をしていただきました。そんな中で、最新の数字としましては、ブランドマークを知っているという方が68%ということで、この調査からも認知度については向上しているものと捉えているものでございます。

また、一方で、町外の住民の方に、このブランドが届いているのかという部分につきましては、転入者に対して窓口アンケートを実施しております。その中で、転入するまでに、このブランドマークやブランドスローガン、見たり聞いたりしたことありますかという設問をお願いしております、その中で「ある」と答えた方が12.6%、また、転入前に移住定住ポータルサイト、それを見たことがあって寒川を調べてきましたかという問いに関しては、調べたという方が19.2%おります。これは前年度比較しますと4ポイント上がっておりますので、そういった意味でも、徐々にではありますけれども、認知度も向上しているものと捉えてございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 ありがとうございます。認知度が上がっているというところで、非常に喜ばしいことだと思っております。

それでは、まず、これは決算という形ではなくて、今、コロナ禍で寒川というところ、要は横浜、川崎に比べると人口密度とか、そういったところがすごく低いと思います。そういった中で、コロナにかかりにくいというところの部分で、違った視点で変えて生活しやすい場所だということもアピールをできたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。アピールする方向性というところだと思います。

実は、今年度の話になりますが、関東学院大学に、実は4年前ぐらいから寒川のプロモーションに対して講義をしてほしいという依頼が毎年あります。今年、私も含め、ここにいる三好がプロモーションの説明をしてきたんですが、その中で、寒川のポータルサイトを見て、どういった寒川の印象を持っているのかということも事後の課題として聞いてきたところであります。その中で、本当におおむね、9割ぐらいの方が非常によいイメージを、寒川は知らなかったけども持っている。その中では、コロナ禍ということを反映されているのかと思ったんですが、今、委員おっしゃるとおり、人口がそんなに

集中していないので、自然も豊かで非常に暮らしやすい、子育てしやすいまちだという印象を受けたという声を多数いただいておりますので、今後、移住ポータルサイトの中身のコンテンツの充実はしていかなきゃいけないと、課題として捉えておりますので、そういった声を踏まえながら、そういった方向性でアピールをしていきたいと思っております。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 町をアピールするための、例えばパンフレットとかムービーを作成しているところなんですけど、こちらのほうも、ずっと同じものだとなかなか受け入れられない部分、まだ変えていないのかという話も出てくるかと思っておりますので、確定のあれではなくてもいいんですけど、大体どのぐらいの周期で見直すことを考えていますでしょうか。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ポータルサイトの現行の課題としては、情報の更新がなかなかできていないというところは、課題として感じているところでございます。そういった意味では、何年周期というところは事前に決めてはいないのが正直なところでございますけれども、今、本当にコロナ禍で人の意識が変わってきたというところが全体的にあると思っておりますので、その辺の変わってきた意識に訴求できるようなものに、今年度から改修ができるように少し取組を進めていこうかと思っておりますのでございます。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、1点確認させてください。

歳入のところなんですけれども、広告掲載料が非常に伸びているかと思っておりますが、こちらの原因について、お答えいただければと思います。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。歳入の伸びについてのお尋ねでございます。

ご説明の中でも若干触れさせていただきましたが、令和2年度に新たに行った取組といたしましては、まず、広告掲載申込みに関する手続の簡素化、それと、広告価値の見える化、その2点を大きな柱として取組を進めてまいりました。

具体的には、まず、手続の簡素化にしましては、当然、コロナ禍というところもあったので、なかなか役場のほうに来庁できない方、事業所さんも多くいらっしゃる中でありましたので、ウェブ上に申込みフォームというものを作成し、展開をしております。また、町内の事業者さんに当たっては、その手続を、出張サービスをやろうということで、我々職員が、町内であれば直接お伺いをしながらご説明をして、必要書類をその場でお預かりして申込み完了という形にしようということで展開をしております。

また、2点目の広告価値の見える化につきましては、これまでは広告あげませんかというような案内だけだったんですけれども、企業さん側についても、広告をお金掛けてあげて、どれだけ成果があるのかというのは非常に大事なところだと思っておりますので、まず、広告が載る、例えば広報紙やホームページ

の、どれぐらい読まれているのか、どれぐらいアクセス数があるのか、広報紙に関しては全戸配布していますので、2万世帯以上配布されますということもしっかり載せながら、展開をしてきたところです。

また、もう1点、その他としまして、なかなか小さい事業所さんについては、広告を上げるバナー、デザイン、あれを考えるのがなかなかハードルが高いというような声も聞いておりましたので、バナー作成をこちらが全部やるということは当然しませんけれども、現行の会社のロゴですとか、あとは広告の趣旨、その辺をお伺いしながら、本当にたたき台程度のものですが、それらを作ってお示ししてあげながら、申込みをいただくということも、令和2年度からやってきている状況でございます。要因としては、そういったところが大きいのかと思っています。

以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 様々な努力が見えてきて、それが結果に結びついてこの数字になったのかと、非常に努力していただいていることだと思います。今後もこういった活動を続けてほしいところですが、他課との連携、例えば、いろいろなところにこういったものを知らせていくべきものがあるでしょうけれども、そういったところをどのように認識されているのか、うまく取れているのか、お尋ねします。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。他課との連携という部分でございますが、今、ご報告をさせていただいた取組、全てが全庁的に行われるものではないのかと思っています。ただ、ウェブ上に申込みフォームを載せるということは、もう既に組織もありますし、そこで申込みが来ればメール配信されますので、この取組自体は汎用性を持ったものだと思いますので、広告全体を所管しております財政課とも協議をしながら、ある程度の成果も出ているというところもありますので、コロナ禍というところもありますので、この取組については財政課とも協議しながら、全庁的に広げていければと考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 メソッド、手法は整えてあるので、後は他課の思い次第ということでよろしいのかと。よろしいでしょうか。

【岸本副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。そうですね。他課の思い次第と申しますか、我々、こういった形で成果が出ているというところをしっかりと共有しながら、それを理解してもらった上で全庁的に展開できればと考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 財政課がトータルでやっておりますが、予算を組み立てる際に一般財源、それ以外の財源をどのように確保するかといった点では、こういった広告収入、少しでも収入を得ていくことで、歳入の確保ということで、冒頭、基本方針に定めたということでお話しをさせていただきましたので、査定の中でも様々な角度からこういった取組を進めてもらいたいということで、候補の取組なども

紹介しながら、各課と調整をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより総務部の審査入ります。まずは総務部総務課の審査入りますので、よろしくお願いいたします。す。

執行部の説明をお願いいたします。野崎部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより総務部の令和2年度決算審査をお願いいたします。

なお、もうご存じだと思いますが、今年度実施しました、組織の見直しの関係から事業等の所属が変更となっている部分がございますが、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず初めに、総務課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、伊藤総務課長と高本文書館長より、質疑に対する答弁は出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。す。

【岸本副委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 皆様、こんにちは。それでは、総務部総務課所管の令和2年度決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料により、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、総務課につきましては、組織の見直しに伴い、一部経費が決算特別委員会説明資料の備考欄に記載のとおり変更となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は、51、52ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は、050総務課の2ページをご覧ください。

初めに、一般管理経費でございます。こちらは現在、行政管理担当の所管となっております。報酬は公務災害補償等認定委員会、特別職報酬等審議会及び固定資産評価審査委員会の各委員の委員報酬ですが、不用額につきましては、会議を開催する案件が生じなかったことによる執行残でございます。報償費は自治行政法律相談員である弁護士への謝礼です。旅費は職員の普通旅費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全て不用額となっております。需要費の消耗品費は、定期刊行物や新聞等の購読料、国旗長期の購入費でございます。役務費は、i JAMPの通信サービス料やmoreNOTEのクラウド使用料、使用料及び賃借料はタブレット端末機の借上料でございます。

なお、備考欄に記載のとおり、本経費の方針のうち、公務災害補償等認定委員会及び特別職報酬等審議会の委員報酬は、令和3年度より人事課所管の予算となっております。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の3ページをご覧ください。町交際費でございます。こちらは本年度から総務課主担当の所管になりますが、町交際費につきましては、慶弔関係のほか、町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するもので、令和2年度は31件の支出でございませ

た。

不用額につきましては、備考欄に記載してありますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各種団体が実施する事業などが中止や規模を縮小されたため、支出機会が大きく減ったことによる執行残でございます。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の4ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。こちらも本年度から総務課秘書担当の所管になりますが、本経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費でございます。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代で、不用額は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種団体の大会などの中止による執行残でございます。旅費は、町長、副町長及び秘書担当職員の旅費で、不用額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会議中止等による執行残でございます。需用費は、年始に開催した新春懇談会の会場用生花など消耗品費、来客接待用の茶葉代や新春懇談会出席者用の飲料及びお茶菓子のための食料費、賞状用紙に係る印刷製本費でございます。役務費は、副町長就任挨拶状の郵送料や、町長応接室の椅子カバーのクリーニング代で、不用額はクリーニング代の執行残でございます。使用料及び賃借料については、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料でございまして、不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、町長が出席を求められる会議等の開催が中止や規模縮小されまして、出席機会が減少したことによる執行残でございます。負担金補助及び交付金については、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金。扶助費については、町功労者への弔慰金2件分でございます。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の5ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。こちらも本年度から総務課秘書担当の所管になりますが、本経費につきましては、寒川町表彰条例に基づく各表彰に関する経費でございます。町では、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、また、スポーツ等で優秀な成績を収められた方を表彰しております。令和2年度は町制施行80周年記念として11月1日に表彰式を開催し、自治功労表彰として2名、一般表彰として14名と10団体、全体では26件を表彰いたしました。報償費は、被表彰者への記念品及び賞状収納用の筒に係るものでございます。需要費は、被表彰者の記念写真や式典会場用の生花など、式典に係る消耗品費でございます。不用額につきましては、当初、町制施行80周年記念式典の中で、町表彰式や姉妹都市締結30周年記念式典の開催を予定しておりましたところ、コロナ禍で表彰式のみでの縮小開催となりましたことから、式典、アトラクションの出席者謝礼や看板製作費などが執行残となったものでございます。役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代でございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は53、54ページの2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。こちらは文書事務経費でございます。こちらは本年度から行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や個別フォルダーなど、文書保存に必要な消耗品購入代で、役務費は、料金後納郵便料等でございます。委託料は、例規システム管理サポート業務及び廃棄文書の裁断回収処理の委託料でございます。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46

ページの下水道課の下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち、例規管理システムの管理サポート業務の経費負担分として5万9,000円を委託料に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。こちらから行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代で、修繕料は断裁機の刃の研磨を行ったものでございます。使用料及び賃借料は、複合機、簡易印刷機等の借上料でございます。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①は、決算書45、46ページの先ほどと同じ下水道課の下水道事業事務費負担金で、369万5,000円のうち印刷関係の機器類の経費負担分として19万円を使用料及び賃借料に充ててございます。

次に、歳入番号②、決算書は47、48ページの雑入のその他、402万4,508円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分、15万3,265円を使用料及び賃借料に充当しております。

続きまして、別紙資料8ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。こちらから行政管理担当の所管となります。報酬は、情報公開制度と個人情報保護制度の審議会及び審査会の委員の報酬。旅費は、委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございますが、不用額につきましては、会議を開催する案件が生じなかったことによる執行残でございます。本経費については予算の執行がないため、決算書54ページには記載がございませんのでよろしくお願いいたします。

続きまして、決算書は63、64ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費16目文書館費でございます。タブレット資料は、9ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員5名の報酬で、旅費は運営審議会委員の費用弁償と職員の普通旅費で、不用額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会議のリモート化や中止による執行残でございます。需用費の消耗品費は、図書整理用品、及び事務用品等の購入代でございます。役務費は、電話代や文書館だよりの郵送料で、負担金補助及び交付金は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、及び神奈川県歴史資料取扱い機関連絡協議会の会費でございます。なお、本経費については、全て一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は10ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。こちらから寒川文書館の所管となります。本事業費については、公文書館法に基づき、歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査、収集、整理、保存し、利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員5名、及び会計年度任用職員の報酬で、職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は会計年度任用職員の社会保険料です。報償費は、講演会や職員研修の実施等における講師への謝礼ですが、不用額は町制施行80周年記念事業の中止による執行残でございます。旅費は、編集委員及び会計年度任用職員の費用弁償、資料調査等に関わる普通旅費で、不用額は新型コロナウイルス感染症の影響による会議のリモート化や中止による執行残でございます。需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第32号の印刷代で、不用額は、町制施行80周年記念冊子の仕様内容を変更したことに伴う執行残でございます。役務費は、刊行物の郵送料でございます。委託料は、保存資料を薫蒸するための委託料や講演会の記録筆耕の委託料でございます。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書43、44ページの文書館の町史刊行物の売払い収入9万9,000円は、寒川町史をはじめ、町史研究、調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売したもので、全額を印刷製本費に充ててございます。

続きまして、大変恐縮です。タブレット資料のページが飛んでしまい、大変申し訳ございませんが、タブレット資料14ページから24ページまでの寒川文書館年報につきまして、文書館、高木館長より説明をさせていただきます。

【岸本副委員長】 高木文書館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、お配りいたしました、寒川文書館年報の抜粋したものに従いまして、令和2年度の文書館事業の結果について、ご報告をさせていただきます。

ご承知のとおり、文書館は公文書館法に基づきまして、寒川に関する記録資料の収集、保存、利用、普及などに努めております。寒川のことなら何でも調べられるということをキャッチフレーズにいたしまして、町民の皆さんへのサービス、それから町職員の業務支援にも力を発揮していると思っております。ただ、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、さらに前年度、令和元年度中になりますけれども、3月5日から令和2年6月15日まで臨時休館となりまして、その後も事前予約制とか人数制限とか、閲覧サービスに制限を設けざるを得ないということもありまして、普及事業につきましても、ほとんど中止ということになってしまいましたけれども、その一方で、来館を伴わない新しい試みといたしまして、インターネット上での展示始めるという取組も開始いたしました。

それでは、お手元のタブレットで16ページ、年報に振っているページで、10ページをお開きいただければと思います。公文書の収集、整理という部分ですが、保存年限が満了する有期限の文書の中から歴史的な価値が認められるものを選別して保存するという作業を行っておりまして、今回、新たに14箱、約150ファイルを収集いたしまして、さらに、過去に収集してきた文書のうち、61箱1,205ファイルにつきまして概要目録の作成という、再整理の事業に着手をいたしました。ほかに永年の文書を本庁から移動させるなどいたしまして、保管している文書の総数は1,388箱となりました。それから地域資料、個人とか団体などが持っていた資料につきましては3件の寄贈がありました。ご覧のとおりでございます。

それから、タブレットの17ページから20ページで利用状況を示した表を幾つか載せております。まず、年間の開館日数でございますが、例年ですと310日弱という感じなんです、冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、60日ほど休館したということで、248日の開館でございました。来館者は7,840人、前年比で言いますと31%の減ということになりました。このうち、閲覧の数ですが、191,458点。それからレファレンス、調べ物のお手伝いでございますが、レファレンスは263件でございました。レファレンスの内容といたしましては、例えば測量業者さんなどによる土地改良の関係に対する問合せですとか、小学校の調べ学習ですとか、先祖を調べたいんだけどとか、いろいろ、それぞれの皆さんの課題解決にお役立てしております。中でも昨年、特徴的だったのは、ちょうど100年前、いわゆるスペイン風邪の予防を呼びかける神奈川県のアラシというものが館蔵資料にございまして、これは中身を見ますと、マスクをしましょうとか手洗いをしましょうとか、今と全く変わらないんですけども、これをインターネットで展示しましたところ、新聞でも取り上げていただいたりとか、問合せ、転載などの希望が幾つも寄せられるとか、そういった反応があったというのが特徴的かと

思っております。

続きまして、普及事業です。タブレットの20ページから22ページをご覧くださいませ。例年ですと、講座、展示、そういった普及事業に力を入れて、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただくという活動をしているんですけども、残念ながら、令和2年度は多くの事業を中止ということにさせていただきました。例年ですと、茅ヶ崎市と広域連携事業を行っております、同じテーマでそれぞれ展示をやるということを行っております、国勢調査がちょうど100年を迎えるということで、それをテーマにした展示とか講演会をやる予定だったんですが、これも取りやめということになってしまいました。ほかに町制施行80周年の記念の講演会とか古文書講座とか、こういったものの開催も見送っております。そのような中、新たな試みとしまして、来館を促さないインターネット上での展示ということで特別展、記録に見る流行病、それから企画展、寒川町の80年、ミニ展示、丑年の出来事という3本をインターネット上での展示を行いました。刊行物といたしましては、年報、文書館だより、町史研究、絵はがき集などを発行いたしました。町史研究は、町制施行80周年の特集を組みまして、80年間の年表などを載せております。そのほか、出前講座への出向とかインターネットラジオ、湘南寒川ラジオへのレギュラー出演とか、寒川を築いた人たちという広報のコラムの連載など、それからツイッターの発信など、様々な形で資料の普及に努めてまいりました。

以上が、令和2年度の文書管理の事業として報告させていただきます。よろしく申し上げます。

【岸本副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 それでは、引き続きまして、私のほうからご説明を続けさせていただきます。

予算書につきましては63、64ページ、タブレット資料は、恐縮ですがお戻りいただき、11ページをご覧ください。特別定額給付金給付事業費でございます。本事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国の費用負担の下、市区町村が令和2年度に実施主体となった特別定額給付金の給付に係るもので、町では昨年度、総務課内に特別定額給付金担当を設置し、事業を実施したものでございます。報酬は、会計年度任用職員3名分の報酬です。職員手当等は、職員10名分の時間外勤務手当及び会計年度任用職員3名分の期末手当です。共済費は会計年度任用職員3名分の社会保険料、旅費は会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。需用費の消耗品費は事務用の消耗品代、同じく需用費の印刷製本費は申請書の発送、返送用封筒やチラシ決定通知や申請勧奨のお知らせのメールシーラーの印刷代です。役務費は、申請書の発送及び返信、決定通知並びに申請勧奨のお知らせに係る郵送料、口座振替事務取扱手数料、タウンニュースへの広告掲載料です。委託料は、特別定額給付金対応システム改修業務、申請書等の封入封緘業務、申請書のデータ入力支援業務、コールセンター業務、特別定額給付金チラシの全戸配布業務の委託料でございます。使用料及び賃借料は、特別定額給付金事務に使用する印刷複合機の借上料。負担金補助及び交付金は、特別定額給付金4万8,695人分の給付費でございます。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの特別定額給付金事業費補助金は、特別定額給付金の給付に対する国からの補助で、補助率は10分の10でございます。

歳入番号②、同じく決算書33、34ページの特別定額給付金給付事務費補助金は、特別定額給付金事務

に関する経費に対する国からの補助率10分の10の補助で、全額特別定額給付金に充当しております。本事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、決算書は67、68ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。統計調査事務経費でございますが、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査に係るもの、また、統計の普及に資する経費でございます。統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などに係る経費の全額を県の交付金を財源として実施しているものでございます。本経費につきましては、総務課行政管理担当の所管となっております。旅費は、県が開催する統計に係る諸会議等へ出席するための職員の普通旅費ですが、不用額につきましては、各種会議や研修会などが新型コロナウイルス感染症の影響で書面会議や中止等になったため、執行残となったものでございます。需用費は、統計調査に関する必要な消耗品費。役務費の通信運搬費は、統計さむかわに係る郵送料でございますが、それぞれの不用額は、統計関連等の会議や研修などが新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかったことによる執行残でございます。

下の表をご覧ください。経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの統計調査費委託金につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及び事業に対して、補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目のほうに充当しております。当事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、決算書は67ページから70ページにまたがっておりますが、2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は13ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。本経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や工業統計調査等の基幹統計調査の実施に係る経費で、令和2年度については、国勢調査、学校基本調査、工業統計調査、そして、令和3年度の経済センサス活動調査準備などを実施しました。本経費につきましても、本年度から総務課行政管理担当の所管となっております。報酬は、統計調査員207名及び指導員39名、並びに会計年度任用職員5名分の報酬、職員手当等は調査に伴う職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当。旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費。需用費の消耗品費は、統計調査実施に係る必要な消耗品代。役務費は通信運搬費で、統計調査費及び指導員への調査関係書類等の郵送料でございますが、不用額は、調査員及び指導員が予定より少なかったことや、説明会のときに資料をお持ち帰りいただくなど、郵送料のほうを節約したことによる執行残でございます。委託料は、国勢調査を円滑に実施するため、事業所の寮など特定の調査区の調査業務を事業者などへ委託したものでございます。使用料及び賃借料は、国勢調査用地図作成のための地図複製使用料です。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの基幹統計調査費委託金につきましては、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して、10分の10で交付される県支出金で全額を各支出科目に充当してございます。したがって、当事業における一般財源の持ち出しはございません。

ご説明のほうは以上となります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けますが、質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 1つお聞きします。タブレットの11ページ、特定定額給付金なんですけど、今回のこれは去年行われましたけど、これは全額使われているわけなんですけど、もらえなかった、届かなかったとかそういう方はいらっしゃらなかったのかということと、今回、給付金に対しては、いろいろな皆さん、職員の方で工夫されて、効率よくできたという話は聞いていますけど、そのシステムを使って、いろいろな役場の給付作業のシステムに流用できないのかということを確認取りたいと思います。以上です。

【岸本副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 それでは、1点目のご質問に、まず私のほうからご説明をさせていただきます。

実際に給付の対象とした方に対して漏れなくというようなお話がございましたけれども、実際に給付決定につきましては、件数としては世帯、2万1,582件、パーセントとしては99.55%、人数としましては4万8,695人として、こちらは99.74%の給付決定というところになっておりますので、完全に全ての対象の方というわけではないということは、ご報告させていただきます。

【岸本副委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 2点目にご質問いただきました、システムが他の給付に流用できないかとの部分についてお答えいたします。

システムに関してなんですけど、ご質問が、恐らくホームページのほうから申請状況をご案内しているシステムかと思われそうですが、これについては、特別定額給付金のやり取りの仕組み上の有利性を使った部分でございまして、他の行政手続に関して同様のものが取れるかどうかということに関しては、それぞれのケースによって考える必要があるかと思えます。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 保存文書等、あと廃棄文書の関係でお伺いしたいと思います。

まず、役場での保存文書の保存年限についてお伺いしたいと思います。

【岸本副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 それでは、今のご質問にお答えをさせていただきます。

町における文書の保存年限、こちらは寒川町公文書管理規程のほうに定めがございまして、年限としましては、5枝に分かれておりまして、1年保存、3年保存、そして、5年保存、そして10年保存、そして永年保存といった形の文書の保存年限と現在はさせていただいております。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 1年、3年、5年、10年、永年ということでお伺いをしました。まだまだ役場の仕事というところは紙ベースが主な部分だと思っています。ただ、永年文書というのは、最近だんだん見直されて少なくはなっているかと思うんですが、残しておかなければならない部分があると思います。それで、どんどん廃棄をしていくとは思うんですが、その廃棄の方法、それと委託料、それと量というの

はどのぐらいになりますか。

【岸本副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 廃棄というところで、捨ててしまう、処分してしまうという部分のご質問でよろしいですね。実際に、文書としてシュレッダー処理をにかけている部分がございます。そちらの廃棄文書として、裁断処理しているものがあるんですけども、そちらにつきましては、令和2年度で言いますと、量としましては、キログラムで申し上げますけれども、2万760キログラムといった状況がございます。

(「費用のほうは」の声あり)

【伊藤総務課長】 失礼しました。委託料のほうですね。裁断の今、申しあげました委託料につきましては、令和2年度、34万2,540円が裁断の委託料となっております。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。シュレッダーの後、溶解処理はされていないのでしょうか。

【岸本副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 溶解処理のほうはしております。

【岸本副委員長】 もう3回目なのですいません。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 他になれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでございました。

以上で総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

ここで1時間たちましたので、休憩をしたいと思います。会議の再開を14時40分をお願いいたします。20分後再開いたしますので、お願いいたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

野崎部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、人事課の審査をお願いいたします。説明は皆川課長より、質疑に対する答弁は、出席職員により対応いたします。よろしくをお願いいたします。

【岸本副委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 よろしく申し上げます。それでは、令和2年度人事課所管の決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料に基づきご説明をさせていただきます。なお、人事課につきましては、組織の見直しに伴い、所管業務は総務課分から分かれたものとなります。説明資料の備考欄に記載の所管課のとおりの変更となっておりますとともに、旧所属名での発言がございますが、よろしく申し上げます。

それでは、タブレット資料2ページをご覧ください。令和2年度決算人件費概要で、会計年度任用職員を除いたものでございます。項目別に人件費を分類した内容で、それぞれの項目の上段が令和元年度

の決算額、中段が令和2年度の決算額、下段が対前年度比率でございます。一般会計と各特別会計で集計しておりまして、人件費の総額につきましては、表の一番下の合計欄の右端の中段の数字で34億123万296円でございます。内訳としましては、昨年度実施された国勢調査で多くの調査員をお願いしたことにより報酬が増額した一方で、学校教育課の教職員福利厚生経費がコロナ対応により事業を縮小したことにより減額補正をしたことから、福利厚生費で2割ほどの減となっておりますが、前年度比で8万1,557円の増で、ほぼ前年度並みとなっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。会計年度任用職員につきましては、臨時職員、非常勤職員について適正な任用及び処遇を確保するために昨年度より導入したものでございます。元年度までの非常勤職員、臨時職員等の賃金につきましては、物件費として取り扱ってございましたので、今回については人件費の前年度比較ができませんのでこのような表になっておりますが、会計年度任用職員を含めた2年度の全体の人件費総額としましては、表の一番下の総合計の欄の右側中段にあります。36億1,522万611円となりました。

引き続き4ページをご覧ください。会計年度任用職員の雇用実績でございます。元年度まで非常勤職員、臨時的任用職員と臨時職員に区分されていたものが、新たに会計年度任用職員として位置づけられたものでございます。令和2年度については252人で、賃金総額が1億9,717万7,401円となっております。単純比較はできませんが、臨時職員には、新たに支給されることとなった期末手当分が主たる要因として増額となっております。

なお、5ページに、各課ごとで雇用している会計年度任用職員の職種内訳及び前年度比較をおつけしておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、6ページをご覧ください。事業部費別歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。決算書は51、52ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。まず、職員給与費でございます。特別職2名を含む職員88人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は31、32ページ、環境課の犬の登録手数料185万4,220円のうち61万4,021円。

歳入番号②、決算書は35、36ページ、子育て支援課の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金758万5,000円のうち9万8,009円及び歳入番号③、決算書は39、40ページ、財政課の市町村移譲事務交付金419万8,937円のうち189万8,000円を給料、職員手当等に充当しております。

次に、資料7ページをご覧ください。一般管理経費も決算書は51、52ページでございます。全体の予算現額のうち報酬に当課所管分が含まれており、10万2,000円のうち備考欄にありますように、公務災害補償等認定委員会、特別職報酬等審議会の委員報酬分、合わせまして8万6,100円は、会議を開催しなかったことによる不用額となっております。その他は、総務課での説明のとおりでございます。

続きまして、資料8ページをご覧ください。決算書は53、54ページ、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費でございます。初めに、人事管理経費でございます。先ほどもご説明いたしましたが、それまでの非常勤職員、臨時職員等を合わせまして会計年度任用職員に改められたことにより、前年度まで賃金だったものが報酬及び職員手当等に計上しております。総務課で雇用した会計年度任用職員につきましては、職員の育児休業や療養休暇等に伴うもので18名分の報酬等でございます。次に共済費は、地

方公務員災害補償基金負担金と社会保険料、災害補償費は、公務災害に対する見舞金や療養補償等でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、給与支給明細書等の購入、被服費は、職員の作業服等の購入、医薬材料費は、職員用の常備薬代でございます。次に委託料は、職員採用試験の事務委託料などで、備品購入費は、事務机等の購入、負担金補助及び交付金は、非常勤職員の公務災害補償負担金等でございます。なお、不用額の主なものは、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料9ページをご覧ください。職員表彰経費でございます。令和2年度は、6件の業績に対して個人あるいはチーム単位で合わせて7人と1チームの職員を表彰しており、その記念品を購入した経費でございます。

次に、資料10ページをご覧ください。職員研修事業費でございます。職員人材育成基本方針に基づき年間の研修計画を立案し、職員の能力向上に向けた各種の研修を実施したものでございます。旅費は、研修に参加した際の職員旅費及び総務課職員の普通旅費で、負担金補助及び交付金は、市町村職員中央研修所をはじめ各種受講負担金でございます。

下の表をご覧ください。職員研修事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページ、総務課の市町村振興協会研修事業助成金ですが、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けているもので、補助率は10分の8で、5,200円を全額負担金補助交付金に充当しております。

なお、タブレット資料14ページから15ページまでが、令和2年度の職員研修の実績一覧となっております。

恐れ入りますが、資料は11ページにお戻りください。職員健康管理経費でございます。報酬は、健康相談、健康指導をお願いしております産業医への報酬、委託料は、職員の健康管理のための健康診断及びそれに伴う再検査を医療機関に委託した経費でございます。

次に、資料12ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。地方公務員法第42条の規定によりまして、職員の元気回復その他福利厚生を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

次に、資料は13ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。主に福祉部門の職員が町民との相談や健診等の際に使用したフェイスシールドの購入及び役場内5か所に設置したA I顔認証体温検知器の購入経費でございます。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 では、1点お聞きします。昨年、令和2年度ですけど、コロナ禍の下、職員の方はいろいろご苦勞されていると思うんですけど、今回、先ほどの人件費のところ、ほぼ前年度と変わらない状況だという話がありましたけど、実際コロナの対応などで残業とかいろんな業務が増えていると思うんですけど、それについてはどのくらい増えているかというのは分かるでしょうか。よろしくお願

します。

【岸本副委員長】 高橋主査。

【高橋主査】 コロナ対応で職員の時間外勤務が増えているかということなんですが、実績から申し上げますと、令和元年度と令和2年度と比較すると、時間外勤務手当の額としては減っております。令和元年度が約1億2,000万だったんですが、令和2年度が1億400万程度になっております。理由としましては、令和元年度においては選挙が3回ありました。あともう一つは、台風15号、19号ということで災害対応の時間外が多かったということになります。その点、令和2年度におきましては、選挙が1回であったこと、また令和元年度における台風のような大きな災害というのがなかったということがあります。ただ、コロナの関係の時間外としては、次亜塩素酸の配布などで職員でも時間外勤務はあったんですけども、金額としては令和元年度を下回るという結果になっております。

以上です。

【岸本副委員長】 よろしいですか。他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 研修の関係でお伺いしたいんですが、集合研修の中の6番目に、ストレスチェック制度による庁内研修ということがあると思います。こちらのほうは、受講対象者はこの研修を必要とする職員となっていますが、その必要とする職員はどのような方になりますか。

【岸本副委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 ストレスチェックとしましては、全職員を対象としておりますが、その中でも、研修を聞きたいという方に希望に沿って研修をいただいているというところでございます。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 その中には管理監督者という方は含まれていますか。

【岸本副委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 管理監督者も含めて受講していただいております。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 他になければ、質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、財産管理課の審査をお願いいたします。説明は濁川課長より、質疑に対する答弁は、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【岸本副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和2年度決算につきまして、決算書及

び説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。また、財産管理課につきましては、組織の見直しに伴い、一部事業費が決算特別委員会説明資料の備考欄に記載のとおり変更になっておりますので、よろしくお願いたします。

決算書は55、56ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。町有財産管理経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、適切に運用管理するものでございます。役務費については、インターネット公有財産売却システム利用料や町有財産のうち財産管理課所管分の建物災害共済保険料や総合賠償補償保険料でございます。

続いて、下表をご覧ください。町有財産管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの公有財産売却収入10万円のうち、4,491円はインターネットの売却システム利用に伴う役務費に充当し、残金の9万5,509円は一般財源としております。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。管財事務経費であります。管財事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については、職員の普通旅費でございます。また、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保全、保守、管理を行うことにより、町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費消耗品は、庁舎の維持管理にかかるトイレットペーパーや蛍光灯、新型コロナウイルス感染症防止対策としてアクリルパネルや消毒液などを購入しております。また、庁舎内の空間改善といたしまして、1階のロビーのソファなどを購入しております。燃料費は、庁舎の維持管理にかかる燃料費で、光熱水費は電気、ガス、水道代でございます。修繕料は、庁舎の老朽化した機械設備等の修繕料で、本庁舎及び分庁舎の雨漏り修繕、庁舎高圧ケーブル更新修繕が主なものでございます。役務費は、電話代や簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎にかかる総合管理業務委託料や消防用設備保守点検委託料等で、使用料及び賃借料は、庁舎の空調機やエレベーターのリース料などで、原材料費は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、早急に窓口に間仕切りを設置するために透明ビニールシート、また来庁者専用駐車場の補修用材料として常温合材を購入しております。備品購入費は、議場用透明アクリルパーテーションの購入等、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費等でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの県大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、光熱水費に充てております。

歳入番号②、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち光熱水へ48万5,000円、電話料の役務費に6万2,000円、庁舎維持管理等の委託料に87万4,000円、計142万1,000円を充てており、こちらは財政課でまとめて説明したものとなります。

歳入番号③、決算書は47、48ページの自動販売機等電気使用料は、光熱水費に充てております。

歳入番号④、決算書は47、48ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出していることから実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、決算書は47、48ページの町民センター分上下水道使用料についても、先ほどと同様の理由から実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、決算書は47、48ページの町民センター分空調及び清掃他管理委託負担金については、従来ですと庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで管理委託を分割することは効率性に欠けていることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託しており、その支出については町民センター分も含んでいることから、指定管理者から実費相当分をいただくもので、委託料に充当してございます。

歳入番号⑦、決算書は47、48ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、先ほどと同様の理由から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑧、決算書は47、48ページの広告付き案内地図板電気使用料については、本庁舎ロビーに設置した案内板が電気を使用することから、実費相当分をいただくもので、光熱水費に充当しております。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、交通安全運転の確保を図るとともに、効率的な運用と適正な管理をする経費でございます。需用費消耗品は、公用車にかかる消耗品代で、燃料費は、ガソリン代、修繕料は、車検整備代や定期点検代等の公用車の修繕料でございます。役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料及び自動車損害共済基金分担金でございます。使用料及び賃借料は、有料道路通行料、マイクロバスの借上料及び公用車4台分のリース料で、備品購入費は、軽自動車を1台購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金等で、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち負担金補助及び交付金へ1万9,000円を充当しており、こちらは先ほどと同じように財政課でまとめてご説明したものととなります。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に行うための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費の消耗品は、建築工事設計にかかる参考図書代等の購入でございます。使用料及び賃借料は、営繕積算システムの使用料でございます。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。公共施設再編計画策定事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設の更新、長寿命化、複合化、多機能化の時期などを示す公共施設再編計画を策定するため外部委員会の進行管理等を行ったものでございます。報償費は、外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼でございます。

次に、タブレット資料は8ページをご覧ください。公共施設更新等事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、未利用施設を処分することで更新費用等の財源確保を図るものでございます。旅費は、職員用の旅費で、役務費は、旧放置自転車等保管場所の時点修正の不動産鑑定評価の手数料でございます。なお、不用額等の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は9ページをご覧ください。企画行革事務経費であります。指定管理者選定委員会に要する経費でございます。報酬は、指定管理者選定委員会委員の報酬で、旅費は同じく委員の

費用弁償でございます。

続きまして、歳入の一般財源分の説明をさせていただきます。タブレット資料は10ページになります。決算書は29、30ページの14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料12万3,818円のうち財産管理課所管の10万6,429円は、役場敷地内に設置しております金融機関のATMや公衆電話、自動販売機などの行政財産の目的外使用にかかる使用料でございます。

決算書は31、32ページと同じく2項手数料1目総務手数料1節総務管理手数料の官民有地確定証明手数料は、300円でございます。

続きまして、決算書は43、44ページの17款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地・建物貸付収入の土地賃貸料でございます。こちらは、寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は31万611円でございます。

続きまして、同じく2項財産売払収入1目物品売払収入1節物品売払収入の公有財産売払収入では、旧議長車をインターネットオークションで売却した収入済額10万円のうち、インターネット公有財産売却のシステム利用料を差し引いた9万5,509円でございます。

続きまして、決算書は45、46ページの21款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の広告掲載料198万円のうち財産管理課所管の12万円は、公用車に貼っているマグネット広告料でございます。

続きまして、同じく2節総務費雑入の町有自動車共済金等につきましては、公用車の廃車に伴う自動車損害共済解約分担金の返戻金等で、収入済額は8万1,060円でございます。

次に、決算書157、158ページ、財産に関する調書をご覧ください。公有財産についてご説明させていただきます。土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての令和2年度中の増減高は、区分欄公共用財産の学校分として2,888.06平米の増となっております。理由といたしましては、寒川小学校敷地のうち、借地部分の一部を売買により取得したものでございます。

次に、同じく公共用財産の公園分として2,867.85平米の減は、さむかわ中央公園ほか41か所の公園及び緑地を都市公園台帳記載の実測面積に補正したためでございます。

次に、同じく公共用財産のその他の施設分として297.17平米の減となっております。理由といたしましては、開発行為に伴うごみ集積所の帰属45.36平米の増等がある一方、旧放置自転車等保管場所用地1,075.00平米を用途廃止により普通財産に分類替えしたものでございます。土地全体の令和2年度中の増減高は553.74平米の増となり、令和2年度末現在高は38万4,008.58平米となっております。

次に、建物の令和2年度中の増減高でございます。木造の令和2年度中の増減は、町営プールの再整備に伴い物置を企業庁へ無償譲渡し、9.91平米の減となっております。158ページの行になりますが、非木造の公共用財産学校分におきましては、2平米の減となっております。理由といたしましては、寒川小学校の外トイレの面積補正により10平米の増、小谷小学校ポンプ室取壊しにより12平米の減となっております。

次に、同じく非木造のその他の施設分として1,253.95平米の減となっております。理由といたしましては、町営プールの再整備に伴い管理棟及びプールハウスを企業庁へ無償譲渡し、1,354.69平米の減。旭小学校区の学童保育施設新設により100.74平米の増となっております。非木造全体の令和2年度中増減高は1,255.95平米の減となり、令和2年度末現在高は10万9,066.75平米となっております。公有財産

の建物全体として延べ面積計欄の令和2年度中増減高は1,265.86平米の減となり、令和2年度末現在高は11万458.63平米でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますが、質疑のある方は挙手で願いたします。

吉田委員。

【吉田委員】 2点ご質問させていただきます。庁舎等維持管理経費のところでございますが、ソファとか案内板をここで刷新されたと思いますが、まず、こちらに替えたことに対する職員の皆さんであったりとか、役場に訪れた皆さんの反応であったり、もし聞こえているところがあれば、把握しているところがあればお尋ねをします。

もう一点は、1階の西側のトイレ、こちら改修がされたのかなと思いますが、こちらも、反応といっても難しいでしょうけど、やってよかったなと思えていただけたらいいなと思いますが、どうでしょうか。

【岸本副委員長】 濁川課長。

【濁川財産管理課長】 すみません。1点目のソファ等、替えさせていただいて、いろんな声もいただいておりますが、きれいになってよかったという声が大半でございます。不具合等、気持ちよく来庁して住民の方に帰っていただくためには必要なことだったと感じております。デザインも『「高座」のころ。』のデザインにさせていただいて、来庁者の方には好評かなと思っております。

2点目の庁舎1階の西側トイレの部分でございますが、実は今年度予算の補正でいただいたものでございまして、今現在工事中でございます。完成についてはまだちょっと先になりますが、先ほどと同じように、来庁者の方、使用する方が気持ちよく使っていただけるようにさせていただきたいと思っております。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 すみません。まだ改修中でしたね。本当に我々としても分かりやすくなったと思います。庁舎内の雰囲気明るくなっているなと思いますので、非常にいいことだったと思います。トイレも今改修中ということで、来庁くださった町民の皆様にとってももちろんいいことですし、同時に職員の皆様にとっても、働きやすい職場の環境を整えることは大事なことだと思いますので、ぜひこういった視点に立ってのお金のつけ方というのも非常に大事なことだと思いますから、是正されるころはこれからも気がついてらしていただけるとありがたいと思います。何かあれば。

【岸本副委員長】 何かございますか。大丈夫ですか。

では、他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私も庁舎等維持管理経費のところなんですけど、先ほど説明で消耗品のところ、蛍光灯の購入という話も出たと思うんですけど、庁舎内はたしかLED化されていたと思うんですけど、まだ蛍光灯が入っているところもあるということですのでよろしいですか。

あと、それに対してまた電気代もかなり安くなったということもありましたけど、電気代のほうはど

うでしょう。それ以降、LED化にするとまたさらに安くなるかと思えますけど、それについての見解をお願いします。

【岸本副委員長】 濁川課長。

【濁川財産管理課長】 消耗品で蛍光灯の購入でございます。山田委員ご指摘のとおり、庁舎内は全てLED化をしておりますが、非常用電源につきましてはLEDにできない事情がございます、蛍光灯が一部残っております。これは非常時、自家発電が動くときにそちらの電気がつく関係で、そちらの蛍光灯につきましてはLEDにできない事情がございますので、蛍光灯を購入させていただいております。

また、次に2点目の電気代の部分でございます。基本的には、LEDにした効果というのはもう随分前にいただいたんですけど、蛍光灯に比べると電気代が安く抑えられておりますが、電気につきましては、エアコンの使用だとか、当然、職員が使っておりますパソコンの使用料等々もございますので、特定事業者で、東電じゃないところに契約をさせていただいておりますので、電気代の部分につきましては、できるだけ経費を抑える工夫もしております。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 他になければここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、財産管理課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部の最後になりますが、税務収納課の審査をお願いいたします。説明は池田課長より、質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【岸本副委員長】 池田課長。

【池田税務収納課長】 それでは、よろしくをお願いいたします。令和2年度歳入歳出決算につきましてご説明させていただきますが、税務課と収納課は本年4月より一本化されまして税務収納課に再編成されましたため、私から両方一括してご説明をいたします。説明に当たりましては、タブレット資料に沿って行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

決算書は63、64ページ、タブレットの決算特別委員会説明参考資料は2ページをご覧ください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。職員給与費につきましては、旧税務課職員13人分と旧収納課職員7人分、合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。職員給与費には特定財源が2つございます。

下段の表の歳入番号①、決算書は31、32ページ中段、備考欄記載の税務証明手数料等でございますが、これは課税証明や納税証明など、税に関する証明の発行手数料でございます。

歳入番号②は、決算書の41ページ、42ページ中段備考欄記載の県民税徴収事務委託金でございます。こちらは、個人住民税を町が県民税を含めて徴収していることへの県からの委託金でございます。納税義務者1人につき3,000円が支払われます。また、税額の変更等に伴いまして還付金が生じたときに、町県民税として県民税も合わせて納税者に還付いたしますので、県民税相当分としてこの委託金に歳入をしております。なお、この委託費につきましては、案分によりまして税務課職員及び収納課職員のそれぞれ職員給与費に充当してございます。これらの特定財源充当合計額8,016万4,316円、こちらを上の方の表の支出済額の合計額1億5,285万8,485円から差し引いた7,269万4,169円が本事業に充当する一般財源でございます。

続きまして、2目賦課徴収費の賦課管理経費でございます。タブレット資料3ページをご覧ください。こちらは、町税の賦課業務全般にかかる経費でございます。報酬は、町民税の当初課税用賦課資料の整理事務等に携わった会計年度任用職員1名分でございます。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費等です。執行残は、感染症の影響によりまして、予定していた会合が中止や書面開催へと変更されたためでございます。需用費の消耗品費は、参考図書や賦課資料整理用のファイル、バインダー等事務用品を購入したものです。印刷製本費につきましては、納税通知書、申告書、封筒等の作成費用でございます。役務費は、納税通知書、申告書などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料等でございます。委託料は、納税通知書の封入処理業務委託、賦課資料を整備しデータ化する業務委託、路線価算定に関する基礎資料整備業務委託、標準宅地の鑑定業務委託、軽自動車税のための検査情報提供業務委託、家屋評価システムの改修委託、住民税申告書作成システムの保守管理委託をそれぞれ行ったものでございます。使用料及び賃借料ですが、こちらは国税連携システム及びGIS業務支援システム並びに家屋評価計算システムのコンピュータ機器借上料でございます。最後に18節の負担金補助及び交付金でございます。支出先は4団体ございまして、まず、確定申告書の電子データを送信するためのシステム開発運営を行っております地方税共同機構への負担金、次に、藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金、次に、神奈川県町村税務協議会負担金、最後に、一般財団法人資産評価システム研究センター負担金、以上の4団体となっております。

以上、賦課管理経費の支出額は全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は63から66ページ、タブレットの説明資料は4ページをご覧ください。徴収管理経費でございます。こちらは徴収事務全般にかかる経費です。旅費につきましては、会議、研修等に参加するための職員の普通旅費でございますが、感染症の影響によりまして、予定していた会合が中止や書面開催へと変更されたため支出はございませんでした。需用費の消耗品費ですが、こちらは税関係の月刊誌、滞納整理に関する事務用消耗品などの費用でございます。役務費は、督促状、催告書などの郵送料、地方税共通納税システムASP使用料や口座振替の事務手数料です。委託料につきましては、滞納管理システムの改修委託料、コンビニエンスストア収納代行委託料、モバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託料でございます。なお、コンビニエンスストアにおける納付状況でございますが、令和2年度は5万1,873件で、前年度より1,255件の増となっております。また、2年度より導入いたしましたモバイルレジ、モバイルクレジットの状況でございますが、モバイルレジが285件、モバイルクレジットは426件の利用がございました。以上、コンビニ収納、モバイルレジ、モバイルクレジット

全て合わせますと、5万2,584件となります。使用料及び賃借料につきましては、滞納整理管理システム用機器借上料でございます。負担金補助及び交付金は、地方税の共通納税のため、地方税共同機構へ支出いたしました共同収納負担金、軽自動車税環境性能割の収納業務を代行している神奈川県へ支出いたしました軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金でございます。

以上、徴収管理経費の支出額は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレットの説明資料の5ページ、償還金利子及び割引料でございますが、こちらは町税の還付金と過誤納還付加算金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。こちらは、例えば法人が予定納税をしており、その後、確定した法人税が少なかった場合、納め過ぎた税金は当然お返しするわけでございますが、これが年度をまたいでおりますと歳出予算として計上いたしまして、そこから還付をする形となります。また、個人の場合でも、遡って申告した結果税額が減となった場合などに、その差額をこの科目から還付いたすこととなっております。なお、令和2年度も当初予算額以上に還付金が生じておりましたので、不足いたしました額は予備費で対応させていただいております。こちらも財源は全て一般財源でございます。

以上で、歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。決算書は23から26ページ、タブレットの説明資料は6ページをご覧ください。町民税の個人現年課税分の均等割でございますが、収入済額は8,539万8,400円で、前年度に比へまして120万4,800円の減でございます。個人の所得割は、収入済額が26億3,835万9,783円で、前年度に比へまして2,852万5,471円の増となっております。個人の町民税の滞納繰越分ですが、収入済額は3,017万8,076円でございます。なお、こちらは365件644万8,554円の不納欠損処分をいたしてございます。

次に法人でございますが、現年課税分の均等割は、収入済額が1億5,184万300円で、前年度比545万4,900円の減となっております。納税法人数は1,208社で、前年度に比へ38社の増となっております。法人税割は、収入済額が3億3,915万7,100円で、前年度比2億7,252万7,000円の減でございます。法人税割の納税法人数は529社で、前年度に比へ21社の減でございます。法人町民税の滞納繰越分は、収入済額が109万6,758円で、3件15万円の不納欠損処分をしております。続きまして、固定資産税でございます。現年課税分の土地ですが、収入済額は20億2,950万1,232円で、前年度比146万7,631円の減でございます。家屋は、収入済額が14億1,613万1,624円で、前年度比6,364万4,800円の増でございます。償却資産は、収入済額が9億9,456万9,895円で、前年度比8,535万6,916円の増でございます。固定資産税の滞納繰越分でございますが、こちらは収入済額が1,766万3,816円で、115件293万3,531円の不納欠損処分をいたしております。国有資産等所在市町村交付金の収入済額は、1億3,695万7,500円で、前年度比179万1,400円の減でございます。内容は、後ほど別添資料にてご説明をさせていただきます。次に軽自動車税でございますが、初めに環境性能割でございます。収入済額は665万300円で、前年度比500万3,100円の増となりました。

続きまして、タブレット資料の7ページをご覧ください。種別割の収入済額は1億1,106万2,542円で、前年度比1,186万1,142円の増となっております。種別割の滞納繰越分は、収入済額が145万2,526円で、66件22万7,200円の不納欠損処分をしております。町たばこ税ですが、収入済額が3億7,095万232円で、

主に税率改正によりまして前年度比205万208円の増となっております。なお、旧三級品でございますが、政令改正によりまして、たばこ税は一般分に一本化されましたため、収入済額はございません。

都市計画税でございますが、現年課税分の土地につきましては、収入済額3億3,174万1,601円で、前年度に比べて254万9,320円の増となっております。家屋は、収入済額が1億9,080万6,262円で、前年度比936万9,579円の増でございます。滞納繰越分は、収入済額が211万8,486円で、115件35万1,829円の不納欠損処分をしております。結果、地方税全体といたしましては、収入済額が88億4,898万6,133円、不納欠損額1,011万1,114円、収入未済額2億2,287万5,429円でございます。前年度の比較でございますが、収入済額では7,498万6,754円、0.8%の減となっております。また、収入未済額につきましては、前年度に比べまして3,140万3,334円、16.4%の増となっております。

それでは、改めまして、町税の収納率、こちらの状況をご説明させていただきます。現年課税分につきましては98.94%で、前年度に比べまして0.24ポイントの減でございます。滞納繰越分につきましては27.40%で、前年度に比べまして0.79ポイントの増となっております。町税全体では97.44%で、前年度に比べまして0.35ポイントの減となっております。なお、令和2年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の7ページ、8ページに町税の内訳や推移が記載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、町税以外の一般財源をご説明いたします。決算書は45、46ページでございます。諸収入、延滞金、町税滞納延滞金でございます。収入済額は1,059万4,174円で、前年度比185万9,793円の減となっております。これは納期限を過ぎた場合に翌日から計算されるもので、令和2年中につきましては、納期限の翌日から1か月を経過する日までが年2.6%、それ以降は年8.9%で計算いたします。次に総務費雑入、決算書は46ページの備考欄一番下、予納金返還金でございます。予納金は、相続放棄などで相続人が存在しなくなった固定資産の清算等を行う相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てる際に必要になるものでございます。1件当たり100万円をあらかじめ家庭裁判所に納付いたします。この予納金は、対象となる固定資産の処分益により必要経費が賄われた場合、家庭裁判所より町へ返還されることとなっております。今回は1件の処分が完了いたしまして、かかった経費を差し引いた残り94万4,488円が戻ってきたものでございます。

以上で、歳入決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料の説明でございます。タブレットは8ページ、決算特別委員会説明資料をご覧ください。この資料につきましては、令和2年度決算に関連いたします個人町民税や法人町民税等の状況をまとめたものでございます。なお、この資料は国へ提出する市町村税課税状況等の調べの内容から作成しておりますため、提出時期の違いによりまして決算額とは一部の数字が必ずしも一致してございませんので、その旨ご了承を願います。

それでは、ページをめくっていただきまして、資料ナンバー1をご覧ください。こちらは個人町民税課税標準額の段階別課税状況調べでございます。令和2年度と令和元年度を比較して一覧にしたものですが、譲渡所得等の分離課税分は含んでおりません。左から順に課税標準額、納税義務者数、1人当たり所得金額、1人当たり税額、そして町民税の総額となっております。納税義務者数の合計ですが、令和元年度と比較いたしまして270人の増となっております。段階別では、前年度と比べ減となった階層

は、課税標準額の10万円以下が3人の減、10万円を超え100万円以下が12人の減、550万円を超え700万円以下が10人の減となりましたが、それ以外の階層では増加いたしました。これらによりまして個人町民税総額は25億4,856万1,000円、令和元年度と比べ2,946万6,000円、率にいたしまして1.2%の増となったものでございます。

続きまして、次のページ、資料ナンバー2をご覧ください。こちらは個人町民税について、課税標準額の段階別、業種別にまとめた課税状況調べでございます。給与所得者、営業等所得者、農業所得者、その他所得者別に個人町民税所得割の総額につきまして令和2年度と元年度を比較したものです。元年度と比較いたしますと、給与所得者は2,685万3,000円、1.2%の増、営業等所得者は181万3,000円、2%の増、農業所得者は5万1,000円、2.2%の増、その他所得者は74万9,000円、0.3%の増となりまして、個人の所得割は全ての業種で前年度より増加いたしました。

次のページ、資料ナンバー3をご覧ください。個人町民税業種別所得及び課税状況の調べでございます。平成28年度から令和2年度まで5年分を表にしたものです。各業種別の税額は、それぞれ年度ごとの上下はあるものの、税額合計では平成28年度から令和2年度にかけて毎年緩やかに上昇しております。平成28年度と令和2年度を比較いたしますと、税額合計では1億1,038万7,000円、4.4%の増となっております。

続きまして、次のページ、資料ナンバー4をご覧ください。こちらは法人町民税の資本金等別均等割の決算額調べでございます。令和2年度の法人数は1,208事業所、均等割額の総額は1億5,184万300円、合計で前年度に比べ法人数は38の増ですが、税額は545万4,900円の減、率にして3.5%の減となっております。

次のページ、資料ナンバー5をご覧ください。こちらは法人町民税の資本金等別法人税割の決算額調べでございます。資本金別に法人数及び税額を前年度と比較したものでございます。

上段の表をご覧ください。税率に新税率と旧税率がございますが、年度途中で法人税割の税率が変更になったため、令和2年10月以降に決算を迎えた場合は新税率、それ以前の場合は旧税率が適用されます。また、旧税率のほうも2段階ございますが、令和元年度以前の分の修正申告が出てきた場合には、さらに過去の税率を適用する場合があります。このような記載となっておりますことをご了承ください。令和2年度は、合計で2億6,282万2,900円の減となりまして、前年の6割弱程度の収入にとどまっております。マイナスの要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症による法人収益の減に加えまして、法人税割の税率が各区分でそれぞれ3.7%ずつ引き下げられたことが挙げられます。令和元年10月以降に迎える新たな事業年度から新税率が適用されたことから、令和2年10月以降は引下げ後の税率による納付となったため、大幅な減収となっております。

なお、あくまで参考数値ということでご了解いただきたいのですが、税率の引下げがもしなかったならどのぐらいの歳入が見込めていたものか、その想定額を下段の表にまとめてございます。

次のページ、資料ナンバー6をご覧ください。こちらは法人町民税の産業別決算額調べでございます。産業別の均等割及び法人税割につきまして、令和2年度と元年度を比較しております。農業、林業、漁業を除く全ての区分におきまして、前年度よりマイナスとなっております。先ほども申し上げましたが、企業収益の増減に加えて、税率の引下げが行われたために大きく下振れいたしました。

結果、合計では均等割も法人税割もマイナスで、総額で2億6,827万6,000円の減となっております。

次の資料ナンバー7をご覧ください。こちらは軽自動車税車種別課税状況調べでございます。元年度と比較いたしますと、原動機付自転車の125cc以下、軽自動車の四輪乗用自家用などの一部の区分で伸びを示しております、全体登録台数では225台の増となりました。全体では、主に四輪の自家用乗用軽自動車の伸びが、原付50cc以下をはじめとするマイナス分を補い、さらには全体の税額を押し上げた結果、482万3,400円の増、率にして4.8%の増となりました。

それでは、最後になりますが、資料ナンバーの8でございます。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有いたします土地・家屋・償却資産に対しまして、固定資産税に代わるものとして町へ交付されるものでございます。所有者別の内訳は、表に記載のとおりでございますが、交付金の総額では前年度に比較いたしますと179万1,400円の減、率にいたしまして1.3%の減となっております。神奈川県の物件が大きく減額となっておりますが、これは主に地価の下落及び建物の損耗による減額によるものです。

以上で、資料説明を終わらせていただきます。なお、タブレットの16ページでございます令和3年度町税概要につきましては、後ほど参考としてごらんいただければと思います。

以上で、税務収納課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部税務収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。委員の皆様、ここで総務部の審査が終わりまして、引き続き、町民部の審査になりますが、切れもいなので、ここでちょっと休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、16時から再開いたします。お願いいたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより町民部の審査に入ります。まずは、町民部町民協働課の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 改めまして、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和2年度の決算についてご説明をさせていただきます。なお、本年度は組織改正がございまして、町民部につきましては、協働文化推進課が今年度より町民協働課となっております。この関係で町民協働課の一部の事業が、同じ町民部の町民窓口課、そして学び育成部の学び推進課に移管されております。この後、各課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初は町民協働課となります。説明につきましては岡野課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課の令和2年度歳入歳出決算につきまして、決算

特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、町民協働課につきましては、先ほど部長より申し上げましたが、組織の見直しに伴い、一部事業費が町民窓口課と学び推進課へ変更となっております。また、令和3年度より課名が変更になり、説明資料の備考欄に記載しておりますが、令和2年度は協働文化推進課でしたが、令和3年度は、町民協働課と課の名称変更がございました。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は57から60ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。自治基本条例推進事業費は、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営にかかる経費や審議会等の会議録作成委託にかかる経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬です。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため会議の開催回数が減少したことによる執行残でございます。報償費は、協働に関する職員研修に伴う講師謝礼です。旅費は、まちづくり推進会議委員の費用弁償でございます。委託料は、各課等で開催いたしました審議会等の会議録作成委託でございまして、不用額は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議等の開催回数の減少に伴う委託依頼時間の減少による執行残でございます。なお、本事業費は全て一般財源でございます。

タブレット3ページをご覧ください。自治会活動支援事業費ですが、町内に22ございます自治会の活動を支援することにより住民参加、住民自治を推進するための経費でございます。負担金補助及び交付金は、各自治会の活動支援のために交付した自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、地区集会所の管理運営にかかる集会所運営費交付金、集会所新築等補助金でございます。集会所新築等補助金は3か所の地区集会所、越の山自治会館、原才戸公民館、一之宮ソフィア集会所でエアコン等の修繕をいたしました。なお、本事業費の財源は全て一般財源でございます。

4ページをご覧ください。次に地域集会所管理運営経費ですが、12の地域集会所にかかる維持補修や管理運営に要する経費でございます。需用費の修繕料は、地域集会所の修繕費用で3か所、中瀬、小谷、岡田の地域集会所においてエアコン等の緊急修繕を実施いたしました。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料です。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料です。使用料及び賃借料は、倉見、中瀬及び大曲の地域集会所用地の土地借上料と、機械器具借上料として地域集会所にAEDを設置いたしました。不用額は、このAEDの入札に伴う執行残です。また、本事業費の財源も全て一般財源でございます。

5ページをご覧ください。次に、協働事業提案制度推進事業費でございますが、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進める寒川町みんなの協働事業提案制度のための経費でございます。令和2年度事業につきましては、前年度の選考委員会で審査し4つの事業が採択され、2年度に事業を実施いたしました。報償費につきましては、協働事業選考委員会出席時の委員への謝礼でございます。負担金補助及び交付金は、みんなの協働事業提案制度で採択された4つの事業への補助金でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、まちづくり基金繰入金につきましては、負担金補助及び交付金に充当しております。

6ページをご覧ください。協働事務経費でございますが、協働事業にかかる事務的経費でございます。旅費は、職員出張のための普通旅費です。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料で

す。2年度の給付実績ですが、保険適用となりました案件は1件ございました。なお、本経費の財源は全て一般財源です。

7ページをご覧ください。さむかわ若者会議促進事業費でございますが、若者のまちづくり参画を促進していくためのコミュニティであるさむかわ若者会議にかかる経費でございます。負担金補助及び交付金は、さむかわ若者会議の活動に対する交付金でございます。令和2年度の活動内容ですが、例年11月に実施しておりましたみんなの花火が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、卒業する児童生徒のためにできることを模索し、3月に思い出花火を実施いたしました。また、経済産業省の地域経済分析システムRESASを活用したワークショップを実施し、寒川町の防犯及び教育に関する提言を作成いたしました。こちらの財源は全て一般財源でございます。

それでは、最後になりますが、当課にかかる一般財源の歳入決算を説明いたします。決算書は29、30ページ、タブレットは8ページをご覧ください。14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料ですが、こちらは行政財産使用料でございまして、地域集会所敷地内の電柱、公衆電話室等にかかる使用料でございます。

続きまして、決算書は45から48ページ、21款諸収入4項雑入1目雑入です。総務費雑入、建物災害共済金でございます。小谷地域集会所の屋根が強風により破損し、その修繕に対し神奈川県町村会の建物保険が適用されたことによる保険料の給付でございます。

以上で、町民協働課の令和2年度歳入歳出決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 お願いいたします。令和2年の事業計画、先ほど4つとおっしゃっていましたが、これは1年で終了しているのでしょうか。しているものとしていないものがありましたら教えていただきたいと思います。

【岸本副委員長】 分かりますか。協働事業提案制度のことでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本副委員長】 よろしいでしょうか。岡野課長。

【岡野町民協働課長】 令和2年度、4つの協働事業を実施いたしました。4つとも全て2年度内に実施しているもので、全て事業報告まで終わっております。

以上です。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 今、事業計画も終わったということなんですけども、継続はされているのかということをお聞きしたいんですが、事業が継続されていると、協働が進むとその団体の成長もあり、町民に対しても町に対しても何かメリットがあるかと思うんですけども、事業を行って町にどのような効果があったかということをお聞きしたいのと、その後の継続はあるかということをお聞きください。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 みんなの協働事業4つの事業なんですけど、1つ目、健康運動ボランティアと

いうところの提案で実施いたしました健康運動ボランティアの健康づくり推進活動というものなのですが、こちらは令和2年度、実際に体操の教室というのは、コロナウイルス感染症の拡大防止のためできなかったんですが、勉強会を実施しております。こちらの団体様も、今年度も引き続き事業を継続しております。

2つ目、健康都市づくり研究会提案ヘルスライフアカデミーというものなのですが、こちらもコロナウイルス感染症拡大防止のため開催回数は減ってはいるんですが、昨年度からずっと継続をしております、今年度も継続して行っております。

3つ目、寒川町録音奉仕会「麦笛の会」が提案いたしました「声の広報さむかわ」等作成事業というのがございまして、こちらも目の不自由な方に、町からの情報をCDなど音声化して配布しているというものです。麦笛の会につきましても、引き続き事業を継続して実施しております。

4つ目、湘南さむかわラジオ、こちらもNPO法人でございまして、湘南さむかわラジオというのを毎週、現在は、日、月、火、週3日放送しているんですが、令和2年度におきましては、平日、月曜日から金曜日に放送をしておりました。令和3年度は放送の曜日が変更にはなっておりますが、今年度も継続して実施しております。

以上です。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 令和3年度といたしますか、その前にも、スイセンを植える会というのは続いているかと思うんですけども、まずそちらのことも聞きたいのと、すみません。3回目ですね。

【岸本副委員長】 3回目です。

【茂内委員】 ちょっとお待ちください。すみません。スイセンを植える会のことを教えてください。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 スイセンの会というのは令和3年度の提案事業の団体さんでございまして、今年度、実際に活動を行っております。また、令和4年度も引き続き事業提案がありまして、来年度も事業を実施する予定なんですけど、まだ選考会が行われていないため、予定ということでお願いいたします。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点お伺いをいたします。説明資料は2ページ、自治基本条例推進事業費のところでございます。こちらは今ご説明をいただいた中で、審議会等会議録作成業務委託料の依頼時間の減少に伴う減ということで、不用額が158万1,600円とついておりますが、この会議録にそもそも使うお金がこれの全体像というんじゃないんですけど、会議録を作るのにこの金額が必要な理由と、それはちょっと予算になっちゃうので、今回、減少に伴う減でこれだけの不用額が発生しているものの、業務は円滑に回っているのかという点をお尋ねしたいと思います。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問にお答えさせていただきます。審議会等会議録作成委託というものな

んですが、こちらはアウトソーシングを推進するために、平成28年度より各課等で今まで作成していた審議会等の会議録を、時間単価契約の外部委託によりまして作成することとしております。これによりまして、各担当で会議録作成という今までかかっていた労力を削減することができ、担当職員がほかの業務に時間を充てることができたと考えております。

あと、作成委託の時間単価なんですが、こちらは入札により単価契約で行っております。当初予定回数、前年度に各課に会議の予定時間数と開催回数を提出していただいて積算しているんですが、年度当初の予定は170回を予定しておりました。しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面開催、もしくは中止、もしくはZ o o mなどいろいろな開催方法が変更になったため、実際に会議開催回数として依頼があった件数が46件となっており、執行率が多くなっております。

以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 すみません。ちょっと聞き方が申し訳なかったなと思うんですけども、170回の予定で46回だったらあれなのかなとは思いますが、アウトソーシングしていただく分には全く問題ないんです。やっぱり役場の職員の皆さんには専門、役場の職員さんでなければできない仕事に当たってもらいたいと思いますし、業務をアウトソーシングすることに関して批判しているわけではございません。中止になったものはしょうがないと思うんですけど、書面会議だったりとか、Z o o mの会議で例えば事が済むのであるなら、一応、自治基本条例の中で会議録の公開はしなくちゃならないのは分かっておりますが、これでいろいろできることもあったのかなと思いますので、これで業務が回っているなら、ここで得た技術というか、能力というかは糧にさせていただきたいなと思った次第です。何か否定をしているわけではございませんので。すみません。聞き方がよろしくなかったですね。別に意見は持っておりません。

【岸本副委員長】 コロナ禍における業務の軽減もあったのかということと、会議の在り方というところも含めての回答とかでよろしいですか。

【吉田委員】 そうですね。委員長、ありがとうございます。

【岸本副委員長】 回答できれば。

【吉田委員】 そういう感じでお願いします。

【岸本副委員長】 何かお答えできれば。ありますか。

岡野課長。

【岡野町民協働課長】 いろいろ申し訳ございません。各課等に照会をして予定回数を確認しております。まして、実際に書面開催で済んだか、用が足りたのかどうかということもあったかと思うんですが、各課の判断ということもあると思うんですが、書面開催で済んだ、もしくはそれで不足した部分があったのかもしれないですけど、新型コロナウイルスの感染が収まり次第、またこれは会議を開催して審議をしていくべきこともあるのかなとうちの担当では考えております。すみません。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 もちろん、顔を突き合わせてお話しすることも非常に有意義なことだと思いますが、せっかくできることもあったでしょうから、可能な限りDXに向けてまたいろいろな手法を糧にしてい

ただきたいなと思います。明けちゃったから全部もとに戻すではなく、活用できるものは活用できる形で残していただきたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 要望でよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 自治会活動の支援事業費の内容なんですけど、今も吉田委員からお話があったとは思いますが、町内で行われる協議会、審議会、会議等が集合方式、または書面会議ということで昨年度は非常にあったと思うんです。そういった中で、一番私たちに関連する自治会長会議の関係で集合方式、それと書面会議ということで、どのぐらいの回数やられたかお伺いいたします。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問いただきました行政連絡会議、自治会長連絡協議会の件なんですけど、こちらは通常ですと、毎月第3金曜日に実施をしておりました。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令中でありました4月の会議が書面開催、5月が中止、さらに1月及び2月は書面開催といたしました。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 この自治会の会議の中でいろいろと書類をお渡しするかと思います。そういった中で、あれはほとんど各自治会の回覧板のほうに挟まれて皆さんに情報を流すという形を取っていると思うんです。非常に情報を得るためには重要な部分だと思うんですが、それを、集合方式の場合はその内容をよく聞き取ることができると思うんですが、書面の場合はただ渡すだけかなとは思いますが、そこら辺はちょっと調整とか、いろいろと手続とかそういったところをされたのかどうか。

【岸本副委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 書面開催となった場合のお手続ということだと思うんですが、書面開催となった月に関しましては、実は担当者が各自治会長様のお宅へ資料をお持ちし、その場で資料の説明を丁寧に行っております。ですので、連絡不足や説明不足といった心配はなく、むしろ直接対面で伝えることができっておりますので、行政、自治会ともに円滑に事務を推進できたと考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村部長。

【戸村町民部長】 続きまして、町民安全課より令和2年度の決算につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては高木課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課が所管の令和2年度決算につきまして、決算書及びタブレットにございます決算特別委員会説明参考資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。なお、町民安全課につきましては、組織の見直しによる所管の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は59ページから60ページの2款総務費1項総務管理費11目安全対策費をご説明いたします。タブレットの説明資料は2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は、防災事務に要する経費でございます。10節需用費は、通信網用インクカートリッジの消耗品費、防災倉庫電気料の光熱水費、議会用防災服の被服費でございます。次に役務費は、災害用携帯電話機の通信運搬費及び倉庫防災倉庫の保険料でございます。次に委託料は、水防体制支援サービスの委託料でございます。次に負担金補助及び交付金は、県防災行政通信網の整備及び定期的な検査、保守などを実施します県防災運営協議会への負担金等でございます。なお、事業費に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料の3ページをご覧ください。防災活動充実事業費でございます。これは、地域防災計画の作成及び管理や住民の防災意識の向上を図るための経費でございます。報酬は、地域防災計画の作成及び推進などを図るための組織であります寒川町防災会議の委員報酬でございますが、会議の開催がなかったことにより未執行となっております。次に報償費は、防災講演会の講師への謝礼及び総合防災訓練の司会者への謝礼でございます。不用額につきましては、中止したための執行残となっております。

続きまして、説明資料の4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。これは、防災行政用無線の整備及び維持管理に関わる経費でございます。報償費は、防災行政用無線の子局で民地をお借りしている地権者への謝礼でございます。次に需用費は、防災行政用無線の子局に関わる電気料の光熱水費でございます。次に役務費は、MC A無線の通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の通信運搬費でございます。次に委託料は、防災行政用無線の保守点検委託料でございます。次に工事請負費は、防災行政用無線操作卓の更新工事及び大曲地区に設置しておりました防災行政用無線子局の移設工事費でございます。次に負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMC A無線の電波利用料負担金や防災情報サービスの負担金でございます。なお、不用額につきましては、利用申請がなかったことから未執行となっております。

続いて、下表をご覧ください。防災行政用無線維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金4,318万2,000円につきましては、工事請負費に充てているほか、後で説明する自主防災活動事業費及び防災資機材等充実事業費に充てており、また都市計画課の耐震改修促進事業費、消防予防課の火災予防推進事業費などに充ててご

ざいます。補助率は、通常3分の1となっておりますが、補助対象事業により2分の1の部分がございます。

また、歳入番号②、決算書は49ページ、50ページの防災事業債3,950万円につきましては、工事請負費に充ててございます。

続きまして、説明資料の5ページをご覧ください。国民保護計画推進事業費でございます。これは、万が一武力攻撃を受ける事態が生じたときに町民の安全を守ることを目的に策定された寒川町国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に推進するための経費でございます。報酬は、町民保護のための施策を総合的に推進するための国民保護協議会の会議開催に伴う委員報酬でございますが、国民保護協議会が開催されなかったため未執行となっております。

説明資料の6ページをご覧ください。続きまして、自主防災活動事業費でございます。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。需用費は、防災備蓄倉庫の修繕料でございます。寒川東中学校内及び旭小学校内、大蔵地内3か所の修繕を実施いたしました。次に負担金補助及び交付金は、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助でございます。非常食やヘルメット、発電機、テント、マスクなどが配備されました。なお、不用額については、感染症の拡大による自治会活動の縮小に伴うものでございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの区市町村地域防災力強化事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。

説明資料は7ページをご覧ください。続きまして、防災資機材等充実事業費でございます。これは災害時における町民の安全確保及び備蓄資機材の充実を図るための経費でございます。報酬は、寒川町地震災害警戒本部に伴う委員の報酬ですが、警戒宣言の発令がなかったため未執行となっております。次に需用費は、各避難所の防災用備蓄資機材の消耗品費や耐震性貯水槽の修繕料、また感染予防品等の医薬材料の購入でございます。次に役務費は、使用期限切れの医薬品等の廃棄手数料でございます。次に委託料は、耐震性貯水槽点検清掃委託及び耐震性貯水槽維持管理委託を実施したものでございます。次に原材料費は、土のうや川砂の購入費となっております。次に備品購入費は、防災資機材の購入費でございます。2年度は発電機やテント、アクリル板、ドローンを購入いたしました。次に負担金補助及び交付金は、ドローン操作を安全かつ適正に操縦を行うため研修へ参加した負担金でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を需用費の消耗品費、医薬材料費、備品購入費に充ててございます。また、歳入番号②、決算書は43ページ、44ページのまちづくり寄附金を需用費の消耗品費、医薬材料費、備蓄購入費へ充当しており、財政課でまとめて説明したものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをご覧ください。浸水対策事業費でございます。これは浸水被害の防止や被害の軽減を図るものでございます。負担金補助及び交付金は、浸水被害の軽減から止水板の設置工事に対しまして補助を行うものでございます。なお、不用額につきましては、利用申請がなく未執行となっております。

続きまして、説明資料の9ページをご覧ください。過年度国庫支出金等返納金でございます。この経費は、国庫補助金に対する返納金でございます。22節償還金利子及び割引料は、令和元年東日本台風

(台風19号)で、避難所で使用しました床敷きマットのクリーニング代を返納するものです。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、こちらからは交通安全対策事業費をご説明させていただきます。説明資料は10ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費でございます。この経費は、3駅における自転車等駐車場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費は、自転車等駐車場用地借上げの賃貸借契約書の印紙代の消耗品費でございます。次に委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整備や清掃及び除草、放置された自転車等の確認作業の委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場用地の土地借上料でございます。次に負担金補助及び交付金は、寒川駅北口及び南口自転車等駐車場の設置及び運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターに支払う負担金でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料は11ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。これは交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための事業費でございます。報償費は、交通指導員の謝礼でございます。次に需用費は、新入学児童用の黄色い帽子や交通指導員のホイッスル等の消耗品費でございます。次に被服費につきましては、交通指導員の被服等に関わるものでございます。次に役務費につきましては、交通指導員の活動保険でございます。次に負担金補助及び交付金につきましては、寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料は12ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。これは放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費は、放置自転車保管場所の用地借上げの賃貸借契約の印紙代の消耗品費でございます。次に役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険料でございます。次に委託料は、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールなどの指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務などの管理業務に関わる放置自転車対策業務委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①及び②、決算書は45ページ、46ページの放置自転車等保管料及び撤去自転車売却収入につきましては、委託料に充当してございます。

続きまして、こちらからは防犯対策事業費を説明させていただきます。説明資料の13ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。これは町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。報酬及び共済費、旅費は、防犯アドバイザーと防犯相談員の賃金及び社会保険料、通勤手当でございます。次に需用費は、防犯キャンペーン用啓発物品などの消耗品費や一之宮分庁舎防犯連絡所の電気料及び水道料の光熱水費でございます。次に役務費は、一之宮分庁舎の電話料及びインターネット接続料の通信運搬費や建物保険料となります。次に委託料は、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務に関わる委託料でございます。次に備品購入費は、宮山駅自転車等駐車場に防犯カメラを購入、設置いたしました。次に負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会及び茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金等でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料は14ページをご覧ください。防犯灯整備事業費でございます。これは犯罪のな

いまちづくりを推進するため防犯灯の維持管理並びに新設を要する経費でございます。需用費は、防犯灯の電気料の光熱水費や修繕料でございます。なお、不用額につきましては、修繕依頼等が少なかったための執行残でございます。次に使用料及び賃借料は、町内の防犯灯3,627灯のリース料でございます。次に工事請負費は、LED防犯灯の新設工事費でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料の15ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は安全対策事務に要する経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料の16ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。この経費は新型コロナウイルス感染症から消毒液の品薄が発生し、次亜塩素酸水、除菌水を町民の感染予防として配布を実施した費用でございます。需用費は、除菌水配布に必要な水タンクや非接触型体温計などの消耗品でございます。次に備品購入費は、除菌水精製装置の購入費でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

最後に、歳入の一般財源分等についてご説明させていただきます。決算書は29ページ、30ページの使用料及び手数料は、寒川駅南口自転車等駐車場に設置されております東京電力の電柱に関わる行政財産使用料です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、7ページの備品購入のところなんですけど、説明の中で、発電機とドローン、アクリル板を購入されたということなんですけど、発電機とかドローンって、備蓄で倉庫に入れているだけでは、いざというときに使えないんじゃないかと思うんですけど、それに関して、ふだんの点検とか活用とかはされているのかを確認したいと思います。

それと、14ページの防犯灯のところなんですけど、今回、修繕費が減ったということなんですけど、これに関して、その余ったお金で、実際に結構多分、防犯灯の設置の要望はいろいろあるんですけど、そういうふうに回したりすることは、流用とかできないのかというのを確認したいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 防災資機材の備品につきましては、定期的な点検等を行っている部分と、あと新品で保管している部分もありますので、そちらのほうで、使っていないので点検しない部分と2種類あるような状況となっております。

ドローンにつきましては、使用のほうを定期的にしておりまして、そちらのほうで職員のほうで点検を行っているという状況となっております。

防犯灯の修繕料とかの費用につきましては、自治会のほうから要望を年に上げていただきまして、そちらのほうは、民地に設置してくださいとか、公園の管理者とか、そういう部分を除きまして、ほぼ

100%に近い数字では設置しておりますので、要望のあった箇所には整備をしているというふうな考え方でいる状況となっております。

【岸本副委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの3ページのことでお伺いいたします。防災活動充実事業費のところなんですけれども、決算のを見てみるとお金の動きがないようなので質問させてください。防災会議開催、防災講演会、総合防災訓練がコロナのために中止とありますが、行うはずだった会議などの予定回数はどれくらいあったのでしょうか。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 防災会議のほうは、地域防災計画の見直し等を行うときに実施する会議がありまして、今年は地域防災計画の見直しを行いますので実施する予定なんですけれども、例年こちらの会議につきましては、不測の事態に備えての費用の1回分というのを計上しているような形となっております。

防災講演会につきましては、3月の東日本大震災の時期に合わせまして例年3月に実施していたんですけれども、今年についてはコロナ禍ということで中止とさせていただいております。また、防災訓練も9月の下旬に、大体800人ぐらい集めてやる総合訓練だったんですけれども、こちらもコロナ禍ということで中止にさせていただいたんですけれども、一応、自治会さんと協議をしまして、避難所開設訓練を小規模にこじんまりにして、小谷小学校で訓練のほうは、今回は5自治会を対象にして人数を絞って規模を小さくしてやりましょうということで、代替でその訓練を実施させていただいたということとなっております。

以上です。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 防災訓練が、私の自治会のところでももちろんそうなんですけれども、訓練ができずに今いますが、コロナ禍ではあるんですけども、各自治体との取組といいますか、連携がすごく必要だと思うんですけども、その取組などがありましたら教えてください。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 先ほどお話ししました小規模な訓練に関しましては、今年度も総合防災訓練ができないような状況なので、旭が丘中学校のほうで9月の末にやろうと思って、今調整を书面会議でずっと進めてはいたんですけれども、ちょっとそれも緊急事態宣言の延長でできなくなったので、今延期する方向で学校と調整をしたりということを繰り返し行って、去年から引き続いて行っている活動ということとなっております。

また、地域の防災訓練につきましては、今年度も大蔵自治会やほかの場所も小規模になってしまっていますけれども、行っておりますので、そちらのほうに、資機材の説明だったり、AEDの説明だったりという訓練に参加させていただいて行っているという形となっております。

以上です。

【岸本副委員長】 課長、先ほどは今年度の話で、昨年度の話も含めて話をさせていただければと思

ますので。

高木課長。

【高木町民安全課長】 総合防災訓練の代替訓練は、先ほど前段で言ったとおり小谷小学校で実施したのが去年の例になります。あと、自治会のほうの防災訓練につきましても、定期的に申請が上がってきていますので、小規模にはなってしまうておりますけれども、職員のほうを派遣させていただいてやっている部分と、13自治会が訓練を去年は実施しているんですけれども、なかなか人を集めてできない部分がありますので、棚卸しの訓練だったりとか、そういう訓練になっている部分もありますので、小規模に少しやりたいよと、消火訓練とかそういうのをやりたいよというのは行かせていただいて、一緒にやらせていただいているという形となっております。

以上です。

【岸本副委員長】 質疑の途中でございますが、暫時時間を延長いたします。

茂成委員。

【茂内委員】 コロナでありますので、訓練とかも小規模になったり延期になったりいろいろあるかと思うんですけども、いろいろコロナによっていろんなところで影響が出ている中、災害というのはいつ起こるか分からないというのは皆さんもご承知だと思うんですけども、例えばコロナの中でもやらなければならないなということはあると思います。会議やら訓練を中止するというのも1つの方法なのかもしれませんが、災害がいつ起こるか分からないということを考えると、Z o o mなどを使用した会議とか、そういうものを特別にと考えるのではなくて、今後このコロナもどうなっていくか分からない中、情報を共有したりすることとか、そういうことは町としては、このコロナの中でもできる訓練とか、コロナに対応して実地できるようなことを何か考えていらっしゃいますか。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 委員がおっしゃるように、コロナ禍でも災害は起きますので、訓練のほうは粛々とやりたいと思っております。去年は8月の末に職員訓練を寒川小学校で開催いたしまして、その後、先ほど言いました小谷小学校のほうで自治会も含めた訓練を9月にやっております。その他、自治会長連絡協議会のほうといろいろ協議をしまして、避難所運営マニュアルの見直しを行おうということで昨年そういう、ハードじゃなくソフト面も併せて協議を、避難所の検討会議というのを4回ほど、書面もありますけど開催しまして、避難所運営マニュアルというのを整備して、自治会の皆様と避難所の行動についての共同認識をしましょうということを進めて、議会のほうにもそのマニュアルをお出ししているというような形となっております。よろしくお願ひします。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点。どこと言われると難しいんですけども、本年度、これは令和2年度の決算ではありますが、同時に寒川2020プラン後期基本計画の最終年度でもありますので、この決算をもって2020プランに掲げられた目標が達成されたのかという点からちょっとお尋ねしたいと思いますが、コロナ禍ということでいろいろ計画のずれもあったと思うんですけども、そこら辺の整合性というか、調整をどのように考えておられるのか。今の課としての受け止め方をお尋ねしたいと思います。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 総合計画の第3次実施計画につきましては、それぞれの事業ごとの目標がいろいろありまして、例えば資機材充実事業費というものに関しましては、避難者に供給する備蓄品及び物資を計画的に確保し、防災情報の伝達手段の確保から防災行政用無線の維持管理や更新、配備等を実施したり、また自主防災活動事業につきましては、町内の自治会が行う自主防災訓練の指導を行うとともに、防災対策の普及啓発を図る防災に関する知識や技術を身につける防災意識の高揚に努めたというような形で、そういう計画のものを実行に向けて進めたというような認識でおります。よろしくお願ひします。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 すみません。ちょっと意地悪な聞き方をしましたけれども、やはり2020プランをつくったからには、これは達成されるように動いていってほしいですし、もちろんコロナ禍という予期できないことがあってしまったのでなかなか予定どおりにいかなかったものもあるとは思いますが、やはり掲げたからには達成されてほしいですし、それをどのように今後達成されるのか、課として考えを持っておいていただきたいと思いますので、これ以上は、決算の内容とずれますのでここまで止めておきますが、掲げられたプランの内容がちゃんと達成されるようにやり方を考えていていただきたいと思います。積み残しのないように。どうぞよろしくお願ひします。

【岸本副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、防犯対策推進事業費です。13ページになると思うんですが、先ほどのご説明では、宮山駅のトイレのところに防犯カメラを設置したというお話を伺いました。ほかに防犯カメラを設置している箇所があったら教えていただけたらなと思います。

それともう一つ、14ページになると思いますが、先ほどもちょっと出たんですが、防犯灯の関係です。令和2年度に新規に設置した箇所というのは何か所ございましたでしょうか。

以上です。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 まず、防犯灯の設置数につきましては、35基となっております。また、防犯カメラの設置状況につきましては、元年度から始めまして、小中学校の入り口等に全校設置済みとなりまして、令和2年度は宮山駅の自転車等駐車場に、柱は1本なんですけど、2台を設置しております。よろしくお願ひします。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、35基の防犯灯を新規につけられたということなんですが、自治会等から依頼で積み残しになっているところというのはないでしょうか。

それと、防犯カメラの関係なんですが、こちらのほう、以前、防犯カメラに映っていた映像で痴漢が捕まったという事件があったかと思うんですが、今後増やしていくような考えはあるのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

【岸本副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 令和2年度の要望に伴う防犯灯の設置状況でございますが、要望数は14灯となっております。うち、設置のほうは9灯。これは自治会からの要望なんですけれども、残り5灯につきましては、公園の中につけてほしいというのが2灯ありまして、そちらは公園の担当のほうに伝えております。1灯は私有地の奥側という話でしたので、そちらのほうはつけられないよというようなお話をしています。

あとは、避難路みたいな階段で、道路とかの認定はなく避難路というので、ちょっと整備した階段みたいなところがありまして、そちらのほうは2か所まだ協議中ということとなっております。あとの部分に関しましては、道路照明から防犯灯に切り替えるという計画が、寒川町道路照明施設計画書というのがあるんですけど、そちらのほうの切替えて23基。あと、倉見駅のほうの駐輪場が新しく工事が終わりました戻ってきたので、そちらのほうに3基。計35基が整備の状況となっております。

防犯カメラの今後につきましては、今年度の予算のほうで、倉見駅のほうに整備する予定の予算のほうを取っております。今後につきましては、公園だったり公共施設だったりというところに随時整備のほうを移していきたいと考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部からの説明を求めます。

戸村部長。

【戸村町民部長】 町民部最後となります。町民窓口課より令和2年度の決算につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては徳江課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【岸本副委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和2年度決算につきまして説明させていただきます。説明に当たりましては、タブレットの110町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、町民窓口課につきましては、組織の見直しに伴い、一部事業費が決算特別委員会説明資料の備考欄に記載の所管課のとおり変更になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書は57ページから60ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレット資料の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度にかかる経費などがございます。報償費につきましては、わたしの提案制度の褒賞品の購入費です。旅費につきましては、職員の普通旅費です。本事業費の財源でございますが、全額一般財源となります。

タブレット資料3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費で、昨年まで協働文化推進課の事業でございました。報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼です。旅費は、職員の普通旅費です。役務費は、男女共同参画講座の参加者のための託児手数料です。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

タブレット資料4ページをご覧ください。次に平和推進事業費ですが、平和思想の普及啓発事業に要する事業費で、こちらも昨年まで協働文化推進課の事業でございました。需用費の消耗品費につきましては、平和パネル展に関する消耗品の購入費で、役務費は、平和パネル展用の資料を借用する際の有償料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告塔用地の借上料です。負担金補助及び交付金は、平和主張会議のメンバーシップ納付金です。なお、本事業費の財源は、全て一般財源となります。

10目の地域活動推進費は以上でございます。

次に、決算書の61、62ページに移りまして、13目町民相談費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費は、司法書士相談の相談員への謝礼並びに寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。職員の消耗品費につきましては、自殺対策啓発用チラシ作成に関わる用紙購入費でございます。委託料は、法律相談への弁護士派遣の委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町人権擁護委員会への補助金及び神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金等でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は39、40ページの16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金でございます。自殺対策強化交付金事業費補助金1万3,000円は、寒川町自殺対策計画推進協議会委員の報償費と自殺対策啓発用チラシ作成にかかる用紙購入費の消耗品に充当しております。

続きまして、歳入番号2、決算書45、46ページの21款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入にございます司法書士相談事業にかかる負担金1,956円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に市から経費を負担されたものでございまして、報償費の謝礼に全額充当しております。

続いて、タブレット資料の6ページをご覧ください。犯罪被害者等見舞金支給事業費でございますが、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族、または障害を受けた町民に対し支援するものでございます。扶助費は、その支援金を支給するもので、2年度は支給がなく全額執行残となっております。

次に、タブレット資料の7ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座

の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて下段の表をご覧ください。人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書41、42ページの16款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金の中の人権啓発活動委託金4万332円は、人権等の啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充当してございます。

次に、14目消費生活対策費に移らせていただきます。タブレット資料は8ページをお開きください。消費生活相談事業費は、架空請求や詐欺、悪質商法など、多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施してございます。消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、消費生活相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費です。需用費の消耗品につきましては、相談員が使用する参考図書の購入費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の事故等に対する損害保険料です。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市との相互利用による消費生活相談及び多重債務相談の負担金です。

続いて、下段の表をご覧ください。消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は39、40ページの16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の中の消費者行政事業補助金5,028円は、県の消費者行政活性化基金を財源とする補助金で、消費生活相談員の研修参加旅費に全額充当しております。

歳入番号2、決算書は45、46ページの21款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入の中の消費生活相談事業にかかる負担金4万1,083円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に市から経費負担されたもので、謝礼に全額充当しております。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

次に、決算書の65、66ページ、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。タブレット資料は9ページをお開きください。職員給与費でございます。こちらは課長及び総合窓口担当の職員の人件費でございます。

続いて特定財源でございますが、下段の表をご覧ください。歳入番号の1及び2は、決算書の31、32ページの14款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料の1節総務管理手数料の中の①、自動車臨時運行許可手数料49万6,500円は、仮ナンバー貸出し時の手数料でございます。②、住宅用家屋証明手数料は、法により不動産登記にかかる登録免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号3から10までは、3節戸籍住民基本台帳手数料でございます。各種証明の手数料で、歳入番号3、戸籍証明手数料247万6,350円は、戸籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号4、除籍証明手数料は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号5、戸籍関係証明手数料7万2,100円は、戸籍記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号6、住民票証明手数料662万8,800円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号7、印鑑証明手数料は、印鑑証明発行時等の手数料、歳入番号8の諸証明手数料31万1,700円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございまして、3から8までにつきまして記載の額を給料に充当してございます。歳入番号9、コンビニ交付住民票証明手数料25万8,600円、歳入番号10のコンビニ交付印鑑証明手数料17万7,900円は、

コンビニエンスストア等における住民票及び印鑑証明の発行時の手数料でございまして、いずれも記載の額を給料に充当しております。

歳入番号11、個人番号カード再交付手数料4万円は、個人番号カードの再交付にかかる手数料でございまして、記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号12、決算書は37、38ページの15款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳委託金の中の中長期在留者居住地届出等事務委託金38万2,000円は、中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当しております。

歳入番号13、決算書41、42ページの16款県支出金3項委託金1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金の中の人口動態調査事務委託金5万1,536円でございまして、厚生労働省が行う出生、死亡、婚姻等の届出に基づく調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当してございます。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございまして。こちらは法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行等を行うための経費でございまして。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、レジスター用ロール紙、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出書、マイナンバー広報用チラシ等の作成費でございまして。修繕料は、窓口用レジスターが故障により修繕を行った経費でございまして。役務費は、書類送付確認用のはがき、照会用の切手の購入にかかる通信運搬費とコンビニでの住民票及び印鑑証明書の自動交付サービスにかかる手数料でございまして。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費と個人番号カード交付事務にかかる人材派遣委託費、戸籍等を全国どこでも発行できるようにするためのシステム改修を行う戸籍システム法改正対応作業の委託費などでございまして。使用料及び賃借料につきましては、マイナンバーカード等の発行用窓口端末機のコンピュータ借上料でございまして。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金と個人番号通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金です。また、地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び神奈川県町村情報システム協同事業組合への負担金等でございます。なお、執行残につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて下段の表をご覧ください。戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございまして、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました歳入番号1、戸籍証明手数料につきましては、印刷製本費に記載の額を充当しております。

同じく歳入番号2、印鑑証明手数料は、消耗品費に充当しております。

歳入番号3、個人番号通知カード再交付手数料8,000円の全額及び4、個人番号カード再交付手数料については、負担金補助及び交付金の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金に充当してございます。また、歳入番号5、コンビニ交付住民票証明手数料25万8,600円と6、コンビニ交付印鑑証明手数料17万7,900円につきましては、役務費に充当してございます。

続きまして、歳入番号7から10は、決算書33、34ページの15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金の中の歳入番号7、個人番号カード交付事業費補助金2,084万8,000円は、地方公共団体情報システム機構に交付するための国からの補助金で、負担金補助及び交付金の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。

歳入番号8、個人番号カード交付事務費補助金231万6,000円は、個人番号カードの交付に必要な経費に対するもので、個人番号カード交付事務人材派遣委託料及び使用料及び賃借料のコンピュータ借上料にそれぞれ充当してございます。

歳入番号9、個人番号カード利用環境整備補助金197万1,000円は、マイナポイントの登録及び啓発に関する経費に対するもので、需用費の印刷製本費及び委託料の個人番号カードID設定支援人材派遣委託料にそれぞれ充当してございます。

歳入番号10の社会保障・税番号制度システム整備補助金は、戸籍システム改修に関する経費に対するもので、戸籍システム法改正対応作業委託料に全額充当してございます。

歳入番号11、中長期在留者居住地届出等事務委託金につきましては、印刷製本費に記載の額を充当してございます。

次に、タブレット資料の11ページ、パスポートセンター事務経費につきましては、湘南パスポートセンターの旅券発給等に関する事務経費でございます。令和2年度の旅券申請件数は、湘南パスポートセンター全体で4,440件、前年度比で2万4,256件減少し、15.5%でございました。寒川町は150件、前年対比857件の減となっております。負担金補助及び交付金は、旅券発給等の事務委託負担金で、2市1町の一般旅券の申請受理に関する事務委託に関する経費負担等に関する協定書に基づきまして、湘南パスポートセンターへ支払った負担金でございます。本事業費の財源につきましては、全額一般財源となります。

次に、タブレット資料の12ページ、広域戸籍証明事務経費でございます。湘南パスポートセンターの利便性を高めるため旅券申請に必要な戸籍証明書の交付を同センターで行っており、この事務に要する経費でございます。役務費につきましては、パスポートセンターとのファクスの通信運搬費でございます。委託料は、戸籍証明書送信用ファクスの保守点検委託料で、老朽化いたしましたレジデントファクス入替に伴う委託料が不要になったことによる失効残でございます。備品購入費につきましては、新たなファクスとプリンターを購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございます。

下段の表をご覧ください。こちらの広域戸籍証明事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は45、46ページの21款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の中の広域戸籍証明納入金9,000円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、役務費に全額充当してございます。

タブレット資料13ページに移りまして、斎場運営維持事業費でございますが、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料で利用できる事業の経費でございます。委託料は、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち、運営維持管理委託料として支出したものでございます。こちらの斎場運営維持事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの16款県支出金2項県補助金7目市町村自治基盤強化総合補助金1節市町村自治基盤強化総合補助金の中の1,090万9,000円ですが、こちらは既に財政課から説明をさせていただいております。このうち242万4,000円を委託料に充当してございます。

続きまして、タブレット資料14ページをご覧ください。歳入のみのご説明となります。決算書は45、

46ページの21款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の中の自動車臨時運行許可番号標弁償金1,754円は、車検や車の改装時等で必要な仮ナンバーを貸出ししておりますが、その番号標を亡失し返却が不可能となったためによる弁償金でございます。

以上で、町民窓口課の令和2年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点お聞きします。4ページの平和推進事業なんですけど、前年度は、この決算では、コロナ禍の下、いつもパネル展をやっているのを中止したということなんですけど、寒川町は核兵器廃絶宣言都市ということで役割を持っているわけなんですけど、これに関して、コロナ禍で中止といっても、パネル展なので本来なら掲示していればいいわけで、密を避ける、人が集まってやるわけではないので、ぜひともやってほしかったなということがあります。今後のことなんですけど、今後どういう取組をやっていくのかということをお伺いします。

【岸本副委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 今、パネル展のほうにご意見をいただきました。パネル展のほうは、原爆資料館のほうから貴重な資料をお借りいたしまして、皆様に見ていただけるように、期間を区切りましてですけれども、掲示をさせていただいてございます。また、平和都市宣言を寒川町はしておりますが、今までも様々な事業を行ってまいりました。また現状、原爆投下日のところにつきましては、町民の皆様に改めて意識をいただくように町内放送なども活用させていただいてお知らせをしている状況でございます。

また、各団体が行っております、例えば平和行進等にも寒川町としては参画して補助をしているところでもございます。このような形でできるだけ、密になる状況からすると人を集めてという啓発はなかなか難しい状況がございますので、人と会うというところも大事にはしつつですけれども、できるだけ予算もかけないような形での啓発事業等を考えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 なかなか人を集めて密になるというのは大変なところだと思うんですけど、最近、町のいろんな広報活動なんかでも、オンラインでやったりとかやっていますので、ぜひともそういうところも工夫してもらって、ぜひ平和活動は推進していただきたいと思いますので、これは要望として出ししておきます。お願いします。

【岸本副委員長】 要望ということですね。

他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

委員の皆様、この後、財政課の追加資料の説明がございしますが、長丁場でございましたので、10分休憩をいたします。再開を17時40分とさせていただきます。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは、先ほど午前中の財政課の審査の中で、岸本副委員長のほうから資料要求がありました。令和2年度寒川町一般会計決算の各指標のコロナ関連額、また除外決算額の確認をということで財政課のほうから資料を出していただきました。ただ、これは見ただけではなかなか、えっ？ となりますので、あまり難しい説明じゃなくて、分かりやすい説明で説明を受けて、あしたからの参考にさせていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、企画部財政課からの追加資料の説明をお願いいたします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 すみません。本日の決算審査の予定外ということになるかと思いますが、貴重なお時間をいただきまして追加の説明をさせていただきたいと思います。

先ほど委員長からお話がありましてとおり、財政課の決算審査において資料の提出依頼がございましたので、コロナ関連事業費等について総括的に把握できる資料の作成ができましたので、ご報告を申し上げたいと思います。資料につきましては、タブレット資料031財政課（追加資料）につきましてご説明させていただきたいと思いますが、更新ボタンを押していただきますと新たに更新されると思います。こちらにつきまして、関根財政課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【関口委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 それでは、追加資料のご説明をさせていただきます。まず1ページ目になりますが、令和2年度寒川町一般会計決算の各指標ということになります。左から、指標1番から6番まで各指標を記載させていただいております。右隣がその指標の概要説明となっております。Aの欄になりますが、今回の2年度決算額となっております。資料は赤字となっておりますが、こちらはマイナスといった意味ではなくて、強調した部分となっておりますのでお間違ひのないようお願いいたします。そのAに対しまして、右隣Bになりますが、コロナ関連を除外した金額はどうかといったところの金額を参考に記載させていただいております。その差額としまして、A－Bということで右隣にあります。コロナ関連によって、各指標どれだけの増減額があったのかというところで円単位で記載させていただいております。それに対してのC欄になりますが、令和元年度の決算額を記載させていただいております。B欄、コロナ関連がなかった場合の参考となる決算額と令和元年度の決算額を差引きしたものが一番右端、差額のB－Cの欄となっております。

続きまして、2ページ目に、すみません、この1ページ目ですが、参考までに、各会計主要な施策の成果に関する説明書がございしますが、そちらの2ページ目の第1表、決算収支の状況に対応したものとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。2ページ目の第1表、決算収支の状況に対応した表となっております。

続きまして、追加資料の2ページ目になりますが、こちらは歳入決算の状況になります。一番左端、

区分としまして1款町税から22款町債までということで、右側に移りまして、令和2年度の決算額と構成比、次に色をつけてお示ししておりますが、そのうちコロナ関連の金額というところで、該当するところに記載の数字が入っております。その右隣になりますが、コロナ関連の額を除いた決算額といったもので、参考に金額と構成比を計算し直して記載しております。それに対してその右側、令和元年度決算額と構成比という構成になっておりまして、コロナ関連を除いた参考の決算額から令和元年度の決算額を差引きすると、(A-B)というところの金額の増減が見えるかと思えます。また、それに対しての対前年比伸び率ということで記載させていただいております。こちら、各会計主要な施策の成果に関する説明書の11ページ、第6表、歳入決算額目的別内訳に対応した表となっております。

最後に3ページ目になりますが、こちらは歳出決算の表となっております。左から1款議会費から11款交際費までということで、表の作りとしては、歳入と同様、令和2年度決算額、金額と構成比、またそのうちのコロナ関連の金額、コロナ関連を除いた金額と構成比、令和元年度の決算額として金額と構成比という表を作らせていただいております。コロナ関連を除いた参考の金額から令和元年度の決算額を引いた金額で増減が見えるような形と前年の対比伸び率を記載させていただいております。

こちら、3ページ目の歳出決算の表につきましても、各会計主要な施策の成果に関する説明書の19ページの第7表の歳出決算額目的別内訳に対応した表となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【関口委員長】 説明が終わりましたが、何か聞いておきたいことはありますか？ 突っ込んでどうのこうのということではなくて、ちょっとここが分からんよというところがあったら。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 今言われた2ページ、11ページ、それから19ページを参考にしながら、タブレットのこの資料と併せて見ていただきたいと思います。コロナ関係で入ってきているものとの比較をしていただければと思いますので。よろしいですか。

(「はい。ありがとうございます」の声あり)

【関口委員長】 それでは、今説明を受けたこと、またこういったことを参考にいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、財政課からの説明は以上で終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

今日、初日の審査が予定どおり終了いたしました。今日一日やっただいてお分かりになったと思いますけども、コロナ関連でいつもの、茂内さんと山上さんは別にして、ほかの3人の委員さんの場合はよく分かると思うんですけども、いつもの決算の審査と、中止になったり延期になったり、なかなか事業が見えてこないという、こういったことが非常に多いという、こういうようなことがありますので、いつものように成果がこうだったとか、効果がこういうふうに現れたとかということがなかなか見えにくい部分もありますけども、どうか今日の一連の流れの中で担当課が説明したこの雰囲気をしっかりつかんでいただいて、あと4日間の審査をしっかりやっただきたいなと思います。

そういった意味で、非常にいつものときとちょっと違うので、どこまで追及していても、何か知らんけど、いや、それ中止しましたとか、それは延期しましたとかってなっちゃうので、100のものが80で終わっちゃったのかと思ったりするんですけど、実際にはそれをやらなくても、町民にとっては100でちゃんと落ちている場合もあったりしますので。ですから、そういった意味では、どうかその辺の成果というものを、課長の説明だとか、また担当の方たちの説明の中でしっかり質疑をしていただいて、成果の現れ具合をつかんでいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何か今日の審査の中で、あしたからこういうふうにしてほしいとか、意見がありましたらお聞きしていきたいと思ひますけれども、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、なかなか初めてやる決算で、コロナがこんなに憎いものだとは思ひませんでしたけれども、本当にこういうところまで現れてくるので、お互いにどうかしっかりと、でも、やっぱり町民の幸せのためにしっかりと事業展開したよということが担当課の気持ちだろうと思ひますので、どうかその辺をしっかりと受け止めたり、またそうじゃなかったよというところはしっかりと追及していただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の初日の決算審査につきましては、以上で終了といたしたいと思ひます。明日からまた連日、金曜日で木曜日休みだったのがくつついちゃって4日間連続になりますけれども、審査を続けてまいりたいと思ひます。どうかしっかりとした着眼で審査をしていただきたいなと思ひますので、お世話になりますけれども、よろしくどうぞお願ひいたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後5時52分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年11月26日

委員長 関口光男